

公会計委員会研究報告第13号

地方公共団体包括外部監査に関する監査手続事例（その2）

平成17年10月5日

日本公認会計士協会

目 次

| | |
|------------------|----|
| はじめに..... | 1 |
| 土地..... | 2 |
| 施設管理..... | 7 |
| 教育関係..... | 17 |
| 清掃事業..... | 25 |
| 交通・港湾..... | 31 |
| 公営競技事業..... | 40 |
| 土地開発公社..... | 51 |
| 住宅事業・住宅供給公社..... | 57 |

はじめに

地方公共団体の外部監査制度は、官官接待やカラ出張などの不祥事が報道されたことを契機として、平成9年6月に地方自治法が改正され、事務事業に対するチェック機能の強化を図るために導入された。

本研究報告は、公会計委員会研究報告第11号「地方公共団体包括外部監査に関する監査手続事例」(平成16年6月15日公表)を追加するものとして、研究報告第11号と同様に、監査テーマの類型別に、監査の要点、監査の方法(監査手続)及び監査結果報告の具体的事例を平成16年度の実務の中から抽出したものであり、包括外部監査を行う会員の参考に供することを目的としており、包括外部監査の品質の維持向上に役立つことが期待されているものである。

監査テーマの類型としては、土地、施設管理、教育関係、清掃事業、交通・港湾、公営競技事業、土地開発公社、住宅事業・住宅供給公社を取り上げている。

本研究報告における略語は次のとおりである。

自治法：地方自治法

自治令：地方自治法施行令

公企法：地方公営企業法

公企令：地方公営企業法施行令

適正化法：補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

地財法：地方財政法

土地

1. 意義

土地の取得には多額の資金を要するため、財政に与える影響が大きく、また、流通性が乏しく計画変更等の融通性に欠け、未利用状態が長期に及ぶことがあるので、財産の中でも特に土地にテーマを絞って包括外部監査を行うことが多い。土地は公有財産（行政財産又は普通財産）として、一般会計、特別会計、地方公営企業で取得されるほか、基金（土地開発基金等）、土地開発公社でも土地を保有するため、基金や土地開発公社を含めた一つのテーマとして扱うこともある（土地開発公社については「土地開発公社」を参照）。

なお、公有財産全般については、公会計委員会研究報告第11号「地方公共団体包括外部監査に関する監査手続事例」の「公有財産・物品・基金の取得管理」で取り上げられているので、参照されたい。

2. 監査の要点

公有財産は、公用又は公共用に供し又は供することを決定した行政財産と、それ以外の普通財産に分類される（自治法238 ）。行政財産は、行政目的の達成のために利用されるべきものであり、貸付、交換、売払、譲与等が禁止されている（自治法238の4 ）が、その用途又は目的を妨げない限度において使用を許可することができる（自治法238の4 ）。一方、普通財産は、貸付、交換、売払、譲与等ができる（自治法238の5 ）が、これらを行うときには条例又は議会の議決が必要な場合が多い（自治法237 ）ので注意が必要である。

監査の要点としては、次のようなものが考えられる。

- (1) 土地の取得は法令・規則等に従い適正に行われているか。
- (2) 土地台帳等が整備され、土地の管理が適切に行われているか。
- (3) 土地の貸与（普通財産）・使用許可（行政財産）には合理性があり、かつ、適法になされているか。
- (4) 土地は効率的に利用されているか。遊休・未利用土地は適切に管理されているか。また、活用、転用あるいは売却が図られているか。
- (5) 土地の処分は適法になされているか。
- (6) 土地開発基金の保有土地で長期保有となっているものがないか。

| | |
|-----------------|---|
| 監査の要点 （着眼点） | 1. 土地の取得は法令・規則等に従い適正に行われているか。 |
| 監査の方法 （監査手続） | (1) 土地の取得手続が関係法令、条例、規則等に従って適切に行われているかを確認する。 (2) 取引の証憑書類が適切に整備・保管されているかを確認する。 |

| | |
|---------|--|
| | <p>(3) 取得の時期、譲渡人、価額が適正かを確認する。</p> <p>(4) 土地の取得に伴う登記が適時、適切になされ、権利が保全されているかを確認する。</p> <p>(5) 取得した土地が使用目的に合致したものかを確認する。</p> <p>(6) 土地取得の必要性、計画性が十分検討されているかを確認する。</p> <p>(7) 土地に関連した決算推移（土地残高、取得額）を分析する。</p> |
| 「結果」の記載 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例により××円を超える契約は公有財産審議会の審議を経る必要があるが、の土地は審議を経ないで取得されている。 ・ 土地を先行取得する際の取得基準を設ける必要がある。 ・ 土地開発公社が保有している供用開始済みの土地は買い戻す必要がある。 |
| 「意見」の記載 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 基金で土地を取得するときは、事業化のめどが立っているものに限定すべきである。 |
| 参照条文等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治法96、149 ・ 公企法9、33 |

| | |
|-----------------|--|
| 監査の要点 （着眼点） | 2．土地台帳等が整備され、土地の管理が適切に行われているか。 |
| 監査の方法 （監査手続） | <p>(1) 土地台帳等が整備され、取得、処分、所管換え等について正確に記録されているかを確認する。</p> <p>(2) 行政財産・普通財産の分類は誤っていないかを確認する。</p> <p>(3) 管理責任者が明確となっているかを確認する。</p> <p>(4) 登記簿謄本、公図等と照合し、必要に応じて現地の視察、実地調査を行う。</p> |
| 「結果」の記載 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 町村合併により承継された財産のうち台帳には記載されているが現地確認できていない土地××件がある。 ・ の土地は未登記である。 ・ 公有財産台帳の記帳方法に不適切なものがある（台帳価額の未登載××件、登記簿と台帳の面積相違××件等） ・ 土地台帳と面積が一致しないものが××件あった。 ・ 土地 に不法投棄物があり管理が不十分である。 |
| 「意見」の記載 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的な現地調査が必要である。 ・ 将来の利用目的又は計画が未定の行政財産（××件、××千円）については、適時に用途変更し又は用途廃棄をして普通財産に転換することを検討すべきである。 |
| 参照条文等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治法149、237、238の4、238の5 ・ 公企法9、33 ・ 地財法8 |

| | |
|-----------------|--|
| 監査の要点 (着眼点) | 3. 土地の貸与(普通財産)・使用許可(行政財産)には合理性があり、かつ、適法になされているか。 |
| 監査の方法 (監査手続) | (1) 貸付の理由は適切かを確認する。 (2) 貸付財産について契約書と照合し、貸付期間、貸付料その他の貸付条件の妥当性を確認する。 (3) 貸付料、保証金の減免について、その理由、減免金額は適正か確認する。 (4) 貸付台帳の整備状況を確認する。 (5) 無断使用、転貸、用途変更等の有無及び防止の措置方法が取られているかを確認する。 (6) 貸付財産の推移を分析する。 |
| 「結果」の記載 | <ul style="list-style-type: none"> ・無断使用されている土地が××件あり、調査の上売却処分等を行う必要がある。 ・当初2年間の賃貸契約がその後借地権を発生させ、意図しない用地の賃貸借が長期化している。 ・無償貸付の決裁手続で条例に準拠していないものが××件ある。 ・権利金の免除承認が確認できる書類が××件未作成である。 ・行政財産の使用許可が長期にわたっており、使用を継続することが適切ではないものが××件あった。 |
| 「意見」の記載 | <ul style="list-style-type: none"> ・普通財産の無償貸付は理由に合理性がある場合等限定的であるべきである。 ・問題の長期化の原因となる暫定利用に陥らないためには、可能な限り暫定利用はしないことが特に重要である。 ・無償貸付を特定の商店会にのみ行っていることは公平性の観点から望ましくない。 ・行政財産 の使用料××千円について、使用料を半額免除する根拠に乏しい。 ・職員住宅 について、福利厚生を考慮しても、使用料の多少の値上げを検討すべきである。 |
| 参照条文等 | 自治法225、228、237、238の4、238の5 【判例】昭和49.2.5 最高裁判決 昭和44(オ)6.28 借地権確認土地引渡等請求 都有行政財産である土地について建物所有を目的とし期間の定めなくされた使用許可が当該行政財産本来の用途又は目的上の必要に基づき将来に向かって取り消されたときは、使用権者は特別の事情のない限り、右取消しによる土地使用権喪失についての補償を求めることができない。 |

| | |
|-----------------|---|
| 監査の要点 (着眼点) | 4. 土地は効率的に利用されているか。遊休・未利用土地は適切に管理されているか。また、活用、転用あるいは売却が図られているか。 |
| 監査の方法 (監査手続) | (1) 未利用土地について、その経緯、現況及び今後の対策等に関して証憑書類を査閲し、関係者へヒアリングを行うとともに現場視察を行う。 (2) 未利用土地について行政財産と普通財産の区別の妥当性を検討する。 (3) 財産台帳をベースに土地の実査を行い、その管理状況を調査する。 (4) 遊休・未利用土地リストを閲覧し、有効利用の検討が行われているかを確認する。 (5) 地価の入手により含み損益を把握する。 |
| 「結果」の記載 | ・長期にわたり利用されていない土地が××千円ある。 ・未利用地の不法占拠について迅速な対応をすべきである。 |
| 「意見」の記載 | ・将来の利用目的又は計画が未定の行政財産(××件、××千円)については、適時に用途変更し又は用途廃棄をして普通財産に転換することを検討すべきである。 ・現行の公有財産運用協議会の機能を強化すべきである。 ・処分予定地は不動産鑑定価格等の時価を把握すべきである。 ・本来一時的所有であるべき土地基金の土地××千円を××年以上保有している。適時に買い戻し、有効利用を図るべきである。 ・遊休・未利用土地は情報の周知を図り、利用の促進を図るべきである。 |
| 参照条文等 | ・自治法96 ・自治令170の4 ・地財法8 |

| | |
|-----------------|--|
| 監査の要点 (着眼点) | 5. 土地の処分は適法になされているか。 |
| 監査の方法 (監査手続) | (1) 公有財産事務規則等処分に関する規則を入手し、処分手続を把握する。 (2) 支出負担行為兼支出命令決議書等の決裁文書、契約書と照合し適正性を確かめる。 (3) 廃棄申請書類を閲覧する。 (4) 土地に関連した決算推移(土地処分)を分析する。 |
| 「結果」の記載 | ・土地処分申請書類に不完全なものが××件あった。 ・当初の目的を達成した土地基金××千円について、市が買い戻し手続を行っていなかった。 |
| 「意見」の記載 | ・未利用土地は早急に処分すべきである。 |
| 参照条文等 | ・自治法96、149、170、237、238、238の4、238の5、239、241 |

| | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 公企法33 【判例】平成10.11.12 最高裁判決 平成6（行ツ）239 損害賠償 市がその施行する土地区画整理事業において取得した保留地を随意契約の方法により売却する行為は、住民訴訟の対象となる「財産の処分」及び「契約の締結」に当たる。 参照 自治法237、238 |
|--|--|

| | |
|-----------------|---|
| 監査の要点 (着眼点) | 6. 土地開発基金の保有土地で長期保有となっているものがないか。 |
| 監査の方法 (監査手続) | <ul style="list-style-type: none"> (1) 長期保有土地の有無を確かめ、取得の経緯、長期保有となった原因等を調査する。 (2) 長期保有土地の処分予定、有効活用について検討が行われているかを確かめる。 |
| 「結果」の記載 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地開発基金の保有土地の中に保有期間が長期にわたり、使用見込みのないものが××件ある。 ・ 土地開発基金の所有する土地のうち、既に事業の用に供している土地がある。共用する場合は速やかに担当部署に所管換えを行う必要がある。 |
| 「意見」の記載 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 本来一時的所有であるべき土地基金の土地××千円を××年以上保有している。適時に買い戻し、有効利用を図るべきである。 ・ 基金で土地を取得するときは、事業化のめどが立っているものに限定すべきである。 |
| 参照条文等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治法241 ・ 基金の設置条例 |

施設管理

1. 意義

地方公共団体は、住民の福祉を増進するために、住民が利用する各種の施設を設置してサービスを提供している。こうした施設の多くは、公の施設に該当する。

公の施設とは、住民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に供するために、普通、地方公共団体が設ける施設である。公の施設に関して、地方自治法では公の施設の設置、管理に関する原則を定めている。

公の施設に係る運営経費は地方公共団体の歳出において相当な割合を占めていることから、施設が設置目的を達成しているか、運営が適切に行われているか、効率的に利用されているかについては住民の関心は高く、重要なテーマとなる。

こうした施設の建設や運営には多額の財政支出を伴うため、建設の決定に当たっては適切な判断が求められるとともに、管理を委託する財政援助団体に対する委託料・補助金等の支出についても検討が必要となる。

公の施設の管理に関する今後の動向として、地方独立行政法人又は指定管理者による管理という事例が増加すると考えられる。公共的な施設の設置及び管理については、平成16年度から地方独立行政法人を設立することができることとなった。また、平成15年の地方自治法の改正により、管理委託している公の施設は、平成18年9月以降、原則として指定管理者制度に移行することが必要とされている。

2. 監査の要点

公の施設の管理運営が、条例等に準拠して適切に行われているかという点が基本的な監査の着眼点になる。また、人件費、減価償却費、利子などを含めたトータルコストと使用料収入の費用対効果分析を、住民サービスの向上と住民負担の観点から検討するという着眼点も重要である。

監査の要点としては、次のようなものが考えられる。

- (1) 施設の維持管理は適切に行われているか。
- (2) 施設の修繕は適切に行われているか。
- (3) 現金等の管理は適正に行われているか。
- (4) 金券類の管理は適正に行われているか。
- (5) 財政援助団体における出納その他の事務の執行は適正に行われているか。
- (6) 施設は当初の目的どおりに利用されているか。
- (7) 設置管理条例に基づき適切に運営がなされているか。
- (8) 施設の運営コストは適切な水準か。
- (9) 1人当たり運営コスト（住民・利用者）は適切な水準か。

なお、公有財産・物品の取得管理、使用料の徴収、契約、委託料に関する監査手続については、公会計委員会研究報告第11号「地方公共団体包括外部監査に関する監査手続事例」を参照されたい。

| | |
|-----------------|---|
| 監査の要点 (着眼点) | <p>1. 施設の維持管理は適切に行われているか。</p> <p>2. 施設の修繕は適切に行われているか。</p> |
| 監査の方法 (監査手続) | <p>(1) 施設の管理運営の実情を把握するため、現場視察を実施する。</p> <p>(2) 施設の運営形態、収入、業務委託、修繕の執行状況を検討し、財務事務の執行の合规性を検証する。</p> |
| 「結果」の記載 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設は老朽化しているが修繕が行われていない。 ・ 施設は移転を予定していることから、施設は老朽化しているが、修繕が後回しになっている。老朽施設であるので施設の安全管理に留意することが必要である。 ・ 施設は建設から××年経過しており、スタンドの端で雨漏りが発生している。雨漏りを放置しておくのは設備の老朽化を早める結果となる。安全性の観点からも早期に修繕を実施する必要がある。 ・ 施設は12月1日から翌年3月末までは寒冷地のため休園しているが、その間の電気使用量は毎月××KWHを超えている(金額でみると毎月××万円以上)。 |
| 「意見」の記載 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設について長期の修繕計画は策定されていない。早期に長期の修繕計画を策定し、将来的に予測される修繕費支出に備えて基金等を設置することの検討をするべきである。 ・ 施設の施設改善工事、施設の移設工事等が受託財政援助団体の負担で行われていた。財政援助団体は、施設の管理運営業務を受託しているだけであり、競技場施設の改善及び維持・修繕は、本来は設置自治体が負担すべきものである。設置自治体と受託財政援助団体における維持修繕費用の負担関係を明確にするべきである。 ・ 施設にあるテニスコートは地盤の低下によりひびが入り、コートの表面がはがれている。また、ナイター設備がないために、冬季は午後4時までの使用となっている。早期に補修するとともに、ナイター設備の導入なども検討し、利用の便宜を図られたい。 ・ 電気の使用実態を調査することにより、基本電気料を含め、使用料の節減が可能と思われる。なお、休園期間中にも管理人を常駐させているが、管理については巡回点検に切り替え、経費の節減を図るべきである。 ・ 自治体には、施設が複数あり、直営により運営されている施設と委託により運営されている施設がある。管理運営における直営と委託の混在を解消して、直営で運営されている施設の委託化を図るべきである。 |
| 参照条文等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治法244の2 |

| | |
|-----------------|--|
| 監査の要点 (着眼点) | 3. 現金等の管理は適正に行われているか。 4. 金券類の管理は適正に行われているか。 |
| 監査の方法 (監査手続) | (1) 施設における現金等の現物の管理状況を検討するため、現金実査を行う。 (2) 施設における現金等の管理について、担当者への質問及び関係書類との照合を行う。 |
| 「結果」の記載 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理事務所における施設使用料の受入処理は利用者から預った日ではなく、使用日に行われていた。このため、使用許可時に受け入れた使用料は、使用日が来るまで出納帳に記録されないまま金庫内に保管されていた。 ・ 施設では営業時間中は受付窓口用現金がトレーに入れられて機の引出に保管されている。受付には常時担当者がいるわけではなく、来館者が来たときに受付対応を行うケースが多くある。このとき、引出に鍵を掛けずに離席しており、盗難等の可能性がある。 ・ 入場券は施錠できない収納庫で保管されており、受払及び残高に関する記録が行われていなかった。 ・ 施設の子チケットセンターでは、指定席の子チケットはカウンター脇の引出に鍵を掛けて保管している。しかし、そのカウンターにはシャッターや扉はなく、多数の人が付近を歩いており、防犯上の問題がある。 |
| 「意見」の記載 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設における使用料の収納は、他の文化施設と異なり、現金による受取を行わず、利用者が金融機関において市へ振り込む方式である。申込受付後、使用料金の納付書を郵送する手間は必要となるものの、現金を一切取り扱う必要がない点で、事務管理・現金管理の省力化と危険性の排除が図られている。他の文化施設においても、使用料金の現金での収納を考え直すべきである。 ・ 入場券類の取扱いに関する規程を定めるべきである。 ・ 領収書の取扱いに関する規程を定めるべきである。 |
| 参照条文等 | - |

| | |
|-----------------|--|
| 監査の要点 (着眼点) | 5. 財政援助団体における出納その他の事務の執行は適正に行われているか。 |
| 監査の方法 (監査手続) | (1) 財政援助団体の状況を把握するため、監査対象とした財政援助団体について往査する。 (2) 施設の管理委託について、担当者への質問、契約書及び関係書類との照合を行う。 |
| 「結果」の記載 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 協会では現金の受払記録が作成されておらず、担当者による現金 |

| | |
|---------|---|
| | <p>実査も月に1度だけであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公社の預金として帳簿に反映されていない施設管理公社名義の預金口座が存在した。 ・ 上記の簿外預金となっている使用料入金口座に関しては、そこへ預け入れるまでの現金も簿外となっていた。なお、現金として正式に会計帳簿に取り入れられていないが、現場での現金管理のために現金出納帳は作成されている。しかし、正規の帳簿でないこともあり、記帳から預金への預け入れまでの処理において担当者印及び確認者印の押印がされていなかった。 ・ 施設における 管理業務委託の作業報告書では、作業内容別の数量が把握できなかった。 ・ 施設の空調自動制御機器保守点検業務に関する作業報告書である冷温水発生機暖房点検報告書を通査したところ、契約会社が実際に作業を行った実績はなく、他社に業務を再委託している事実が記載されていた。 ・ 年度末において実際には着工されていない修繕工事代や、納品されていない印刷物の代金が計上されていた。 |
| 「意見」の記載 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 出納管理業務については財政援助団体に委託しているが、使用料還付の業務については委託できない業務であるため、夜間の還付を行えない。還付については振込みにする等により還付方法を検討するべきである。 |
| 参照条文等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治法244の2 、252の37 ・ 包括外部監査においては、公の施設の管理を行わせている財政援助団体の出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るもののみが監査対象となることに留意が必要である。 |

| | |
|-----------------|--|
| 監査の要点 (着眼点) | 6. 施設は当初の目的どおりに利用されているか。 |
| 監査の方法 (監査手続) | <p>(1) 各施設の過去3年間の収入、施設維持管理経費、年度別の利用実績調査票等の提出を求め、経済性、効率性、有効性の観点を加味し、関係諸帳簿及び証拠書類との照合を行う。</p> <p>(2) 各施設の収支状況の年次比較、諸比率比較、他の施設との比較分析を実施する。</p> |
| 「結果」の記載 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 会議室等の中には、 室が設置されているが、他の施設と比べると利用率が低い。時代の変遷に伴い 室の設置意義は当初に比べて薄れてきている。 ・ 施設については立地条件が悪く、建物の老朽化もあり、かなり利 |

| | |
|---------|--|
| | <p>用率が低い。管理コストに関しては他の施設とほぼ変わらないため、かなり効率が悪い状況となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設は、交通の便が悪く、施設の老朽化等により利用者は年々低下の傾向にあり、利用者はピーク時の半分以下に落ち込んでいる。年間の利用率も平均すると2割程度である。 |
| 「意見」の記載 | <ul style="list-style-type: none"> 施設は老朽化が進んでいるため、今後は修繕費等の維持管理費が年々増加していくことが推定される。よって、早めに廃止の方向で検討すべきである。 施設においては、利用状況を把握するための指標として利用時間数による稼働率を算出している。しかし、利用時間数による稼働率だけでは有効利用の指標としては不十分である。利用料金を設定している施設においては、利用の実態を表わす収入額基準による稼働率も算定すべきである。 |
| 参照条文等 | <ul style="list-style-type: none"> 自治法244 |

| | |
|-----------------|---|
| 監査の要点 (着眼点) | 7. 設置管理条例に基づき適切に運営がなされているか。 |
| 監査の方法 (監査手続) | <ol style="list-style-type: none"> 施設の管理運営の実情を把握するため、現場視察を実施する。 諸規程、決算書、予算書、議会議事録その他必要書類を閲覧する。 帳簿の閲覧、質問、聞き取り調査等を実施するほか、外部監査人が必要と認められた監査手続を実施する。 |
| 「結果」の記載 | <ul style="list-style-type: none"> 施設の研修室利用申請書の中には、申請日が利用日より遅いものがあった。 施設の使用申請書日付の前に、使用料減免の承認を受けている。使用料減免承認は本来、使用申請書が提出された後に行われるべきものである。 施設利用申請書には連番が付されていない。 |
| 「意見」の記載 | <ul style="list-style-type: none"> 保養所には管理用として、他の部屋と同じつくりの部屋があるが、一般には貸出しを行っていない。土日や繁忙期等の満室状態が続く場合には、住民への貸出しを検討すべきである。 現在、一斉受付の日に申込みをしようとする利用者は施設の窓口に向いて申込みを行うこととなっている。インターネットの普及等、昨今の通信手段の発達を考えると効率化の余地もあると考えられる。 建物内には施設と施設が併設されており、いずれも会議室の貸出し等を主な業務の一つとしている。しかし、会議室の受付、使用料の徴収、還付等はそれぞれ各施設の受付で個別に行っている。会議室の受付業務等を一本化する等により、事務の効率化を推し進め |

| | |
|-------|---|
| | <p>るべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 体育館には各種の会合に利用できる会議室等がある。現在のところ、スポーツ団体、体育館の利用者等に無料で貸しているが、積極的にPRをしていないため利用の状況は低調である。スポーツ振興に限定せず、一般用途に貸し出し、利用率の向上を図ることを考慮するべきである。 ・ 現在、施設の一部が未利用となっており、未利用部分の利用方法を検討中である。利用者の便宜を図るべく総合的に見直すべきである。 |
| 参照条文等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治法244、244の2 |

| | |
|-----------------|---|
| 監査の要点 (着眼点) | <p>8. 施設の運営コストは適切な水準か。</p> <p>9. 1人当たり運営コスト(住民・利用者)は適切な水準か。</p> |
| 監査の方法 (監査手続) | <p>(1) 過去3年間の利用者数、収入、維持管理経費等の経年推移の分析を行う。</p> <p>(2) 総務省「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書」の考え方にに基づき、施設の管理運営コストを試算する。</p> |
| 「結果」の記載 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者1人当たり差引行政コスト(行政コストから使用料収入を差し引いた金額)は、利用者数の増加及び行政コストの減少による差引行政コストの減少によって、平成××年度は××円となっており、平成××年度よりも××円減少している。人口1人当たり差引行政コストは、平成××年度は××円となっており、平成××年度よりも××円減少している。 ・ 平成××年度における行政コスト合計××千円に占めるコスト項目の割合を見ると、減価償却費(××千円)が約××%、委託料(××千円)が約××%であり、減価償却費及び委託料がコストの大部分を占めている。減価償却費は、いったん、決定された事業計画に基づき事業費支出が行われると、将来にわたり不可避免的に発生するため、施設建設時における事業計画に大きく左右されるコストである。 ・ 遊休状態にある 施設に係るコストとして、直接費として××千円、減価償却費として××千円、計××千円が含まれている。もし、この施設が遊休状態のままで転用の方針が決まらず推移すると、今後多額のコストが発生し続けることになる。 |
| 「意見」の記載 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の行政コストは、他施設に比べ高水準にあるが、これは、減価償却費の負担が多額であることが原因の一つである。減価償却費が多額であるのは、施設に係る初期の事業支出額が大きいためであり、施設の種類により、事業計画時の必要支出額は当然異なるため、一概に他施設との比較をもって総合体育館に係る事業支出額が不効率であ |

| | |
|-------|---|
| | <p>ったとはいえない。しかし、決定された事業計画における施設建設費いかににより、市民1人当たりの負担額は大きく影響を受けるため、市はそのことに十分留意し、事業計画を策定すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、使用料が無料である 施設は、他の無料施設に比べて規模が大きく施設も充実していることから、利用者1人当たりの運営コストは××円となっている。利用者に対する受益に応じた負担について検討をするべきである。 ・利用者の繁閑に応じた料金体系を設定することも受益者負担の原則に応じた措置であると考えられることから、利用時間帯や曜日に対応した料金体系を検討すべきである。 ・年間を通じて利用者の確保に向けた努力を期待する。また、施設使用料収入の増加を図るためには、団体客等の積極的な勧誘に加え、季節変動料金制を設ける等の弾力的な運営も検討するべきである。 |
| 参照条文等 | <ul style="list-style-type: none"> ・総務省「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書」 |

3. 指定管理者制度の概要

平成15年6月の地方自治法の改正により、「指定管理者制度」が導入された。管理を委託している「公の施設」については、原則として指定管理者制度に移行する必要がある。

したがって、今後の包括外部監査において施設管理を監査テーマとする場合には、「指定管理者制度」に関する理解が不可欠となる。そのため、以下に「指定管理者制度」の概要を掲載する。

(1) 地方自治法の改正内容

従来は、地方自治法第244条の2において、普通地方公共団体は条例の定めるところにより、公の施設の管理を普通地方公共団体が出資している一定の法人等に委託することができることとされていたが(管理委託制度)地方自治法第244条の2が改正され、従来の管理委託制度に代わる新たな制度として指定管理者制度が創設され、地方公共団体が指定する法人その他の団体(指定管理者)に、公の施設の管理を行わせることができることとなった。

(2) 改正の趣旨

公の施設に係る管理主体の範囲を民間事業者等まで広げることにより、住民サービスの向上、行政コストの縮減等を図ることを目的として創設された。指定管理者制度を活用することにより、地域の振興及び活性化並びに行政改革の推進につながることを期待されている。

(3) 管理委託と管理代行の相違点

管理委託制度における、地方公共団体と管理受託者との関係は「委託」、「受託」という法律、条例に根拠を持つ公法上の契約という法律関係であり、指定管理者制度での指定管理者との関係は、「管理の代行」という形で、契約関係とは異なる概念である。

このようなことから、最大の相違点は「使用の許可」など処分性の認められる事務

について、指定管理者制度下では指定管理者が行うことが可能となったことである。

(4) 指定管理者制度へ移行するための手続

公の施設の管理のあり方について、どのような施設管理方法が適切なのか検討を行った上で、条例改正を行う必要がある。

既に管理委託をしている場合

3年間の間に指定管理者か直営かを検討

既存施設で管理を委ねる場合

委ねる時点から指定管理者制度を導入

(5) 議決事項等

指定の手続は条例事項であり、個別的指定管理者の指定は議決事項である。

具体的な条例事項の内容は、次のとおりである。

施設管理の根拠規定

申請方法と選定基準

業務の範囲

管理の基準

利用料金の徴収

指定の基準等

(6) 公の施設

公の施設とは、地方公共団体が住民の福祉を増進するために設置し、その地方公共団体の住民が利用する施設のことで、体育施設、文化施設、社会福祉施設、観光施設などがある。庁舎や区役所等は、行政の事務所に当たるので、公の施設には該当しない。

(7) 公の施設の管理

指定管理者が行う公の施設の管理とは、施設の設置目的に沿って行われる包括的な管理のことで、清掃、警備、保守などの個々の業務とは異なる。清掃、警備、保守などは、指定管理者制度を導入する施設については、指定管理者が直接行うか、あるいは指定管理者から他の業者に委託される。地方公共団体が直接管理する施設については、地方公共団体が業者に委託する。

(8) 管理委託制度と指定管理者制度の違い

| 項目 | 管理委託制度 | 指定管理者制度 |
|------------------------|--|---|
| 性格 | 地方公共団体の管理権限の下で、具体的な管理の事務・業務を管理受託者が執行 | 地方公共団体の指定を受けた「指定管理者」が管理を代行 |
| 指定管理者/ 管理受託者の 範囲 | 以下の団体に限定されている。 ・地方公共団体の出資法人のうち、1/2以上出資など一定の要件を満たすもの | 団体（法人格不要）に限るが特段の制約なし。民間企業が参入できる（個人は不可）。 議会の議決を経て指定 |

| 項目 | 管理委託制度 | 指定管理者制度 |
|---------------|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・公共団体 ・公共的団体 | |
| 利用許可 | 地方公共団体が行う。 | 指定管理者が行う。 |
| 料金の設定 | 地方公共団体が行う。 | 条例の範囲で指定管理者が自由に設定できる。 |
| 使用料 | 地方公共団体の収入 | 指定管理者の収入 |
| 管理主体の権限と業務の範囲 | <p>施設の設置者である地方公共団体と、条例に基づく契約により、具体的な管理の事務又は業務の執行を行う。</p> <p>施設の管理権限及び責任は、設置者である地方公共団体が引き続き有し、施設の使用許可権限は委託できない。</p> | <p>施設の管理に関する権限を指定管理者に委任して行わせるものであり、施設の使用許可も行うことができる。</p> <p>施設の設置者である地方公共団体は、管理権限の行使は行わず、設置者としての責任を果たす立場から必要に応じて指示等を行う。</p> |
| 自治体との法的関係 | 委託契約 | <p>「指定」という行政法上の行為</p> <p>管理の詳細は「協定」により明確にする。</p> <p>指定管理者の指定は、地方自治法上の「契約」には該当しないため、「入札」の対象ではない。</p> |
| 条例で規定する内容 | 委託の条件、相手方等を規定 | 指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲を規定 |

(9) 地方公共団体と指定管理者の役割分担

地方公共団体は施設運営の全体の枠組み（仕様）を定め、その内容に沿って管理運営できる企業・団体などを指定管理者に選定する必要がある。また、指定管理者による運営が始まった後も、適正な運営がなされているか、随時に監視をし定期的に評価をすることになる。

指定管理者になった団体は、仕様に沿って管理運営を行うほか、創意工夫を活かした自主事業や効率的運営に努めることが求められる。

原則として管理運営に必要な経費は指定管理料として、地方公共団体が負担する。「仕様」で定める事項は、次のとおりである。

- ・ 開館時間・休館日（条例事項）

- ・ 使用料又は使用料の上限（条例事項）
- ・ 職員の配置基準
- ・ 施設・設備の点検業務などに関する事
- ・ サービス内容や自主事業に関する事等

(10) 指定管理者の選定

指定管理者の選定に当たっては、一般的には、特別の事情がない限り、広く公募することがよいとされている。公平性や透明性を保ちながら選定することが大切なため、外部から選任した複数の委員を含めた選定委員会を置くことが考えられる。

(11) 指定管理者を置くことができないもの

学校、道路及び河川は、それぞれ学校教育法、道路法及び河川法で管理者が定められているので、指定管理者制度を導入することはできない。

(12) その他

- ・ 指定管理者が行う業務の範囲や実際に管理する上での基準（使用許可の基準も含む。）については条例で定めるので、指定管理者はそれに従う。
- ・ 利用料金についても、条例で定める範囲内で指定管理者が決め、首長が承認する。
- ・ 地方自治法で、利用者に不平等な取扱いをすることは禁止されており、これに違反するような場合は、指定を取り消すことができる。
- ・ 管理権限を委任する指定管理者制度の下では、施設の維持管理は指定管理者が行うことになる。しかし、大規模改修などは地方公共団体の責任とされている。

(13) 法令の実施時期等

地方自治法の改正 平成15年6月6日成立、同月13日公布

政令による改正法の施行期日 平成15年9月2日

これにより、管理委託をしている「公の施設」については、施行日から3年以内に、原則として指定管理者制度に移行することとなる。

「指定管理者制度」導入に伴って、これまでの管理委託制度は廃止される。現在委託を受けて公社、公団、社会福祉協議会などが業務を行っている施設は、平成18年9月2日以降は指定管理者制度に移行するか、直営を堅持するかの選択が必要となる。しかし、各自治体とも予算や組織の見直しが求められるため、年度当初からの切替え、すなわち、実質的には平成18年4月から開始する予定で作業を進める必要がある。

教育関係

1. 意義

地方公共団体では一般に、教育委員会所管により市町村が公立小中学校を、都道府県及び一部の市町村が公立高等学校を設置・運営し、都道府県（一部の県を除く。）一部の市及び事務組合等が公立大学を設置・運営している。また、私立学校に対して補助金を支出しているほか、様々な教育機会を提供している。

「教育」は住民生活に密接な関連があり、その支出は一般会計の中でも大きな割合を占めている。自治体財政の悪化が深刻化する状況の中で、子どもから大人まですべての住民の学ぶ機会を創造していくためには、「教育」に関する財務事務についても有効性、効率性あるいは経済性が求められる。

公立大学においては、少子化の進行に伴い、国立大学や私立大学との競争はより一層厳しさを増している。一方、各自治体における厳しい財政下、より一層の健全化が求められている。このような状況の中、昨今では地方独立行政法人化を目指すなど、今後の公立大学のあり方について検討を加えている地方公共団体がみられる。

2. 監査の要点

教育に関する支出の中で大きな割合を占めるのは教職員を始めとする人件費である。したがって、人件費支出の合規性、有効性、効率性、経済性の検証は必須である。ただし、義務教育については、教職員の人件費は市区町村ではなく都道府県が負担しており、市区町村が負担するのは加配教員、学校用務員、学校給食調理員及び義務教育以外の公立幼稚園、公立高等学校（全日制・定時制）の教職員の人件費である。

教育に関する財務事務には、私立学校・関連団体等に対する補助金・負担金等の交付事務、学校給食、予防接種・健康診断等を始めとする委託・契約事務がある。

学校の校舎、敷地、各種の教材・教具、備品等は教育財産といわれるが、これらの整備、維持・管理に関する事務も重要である。最近では T 教育に力を入れている地方公共団体が多いことから、パーソナルコンピュータを始めとする情報機器の整備に関する事務も重要性を増している。

また、学校では、学校給食費、修学旅行費、校外活動費等の学校が主体となって徴収し、会計を管理している現金（学校徴収金）や、PTA等からの委任を受けて学校が単に集金事務を代行しているPTA会費・補助教材費・各種掛金等がある。これら金銭の徴収・管理が適切に行われているかも監査の要点である。

このほかに、大学等に特有の論点として、受託研究費や科学研究費補助金（科研費）といった外部資金の受入と執行に関する管理がある。また、公立大学での取扱いとして研究費を研究補助金という形式により各教員に支出している例があり、この研究補助金の交付や管理について合規性や有効性の検証が要請される。

以上より、教育関係については、人件費、補助金・負担金、委託料、需用費、教育財産、金銭が監査対象の中心となると思われる。これらについては「教育」に関連するこ

とによる性質の特徴はそれぞれみられるかもしれないが、一般的には「人件費」、「補助金・負担金」、「委託料」、「契約」、「需用費」、「公有財産・物品の取得管理」、「使用料・手数料の徴収」に関して、通常実施すべき監査手続を実施することになる。

具体的には次のような監査の要点が考えられる。

- (1) 教職員等の給与等は法令、条例、規則等に基づき適切に処理されているか。
- (2) 補助金等、負担金、需用費、備品購入費及び委託料等の支出は、法令、条例、規則及び要綱等に基づき適切に処理されているか。また、これらの支出は効果的になされているか。
- (3) 教育財産の取得及び維持管理は適切に行われているか。
- (4) 学校給食は効率的・経済的に運営されているか。
- (5) 学校徴収金及びPTA会費・補助教材費等の金銭の徴収・管理は適切に行われているか。
- (6) 授業料等の減免手続は条例、規則等に基づき適切に処理されているか。
- (7) 受託研究費・科学研究費補助金(科研費)の管理は適切に行われているか《大学》。
- (8) 研究補助金(研究費)の交付手続は、法令、条例、規則及び要綱等に基づき適切に処理されているか。補助金等の交付は効果的になされているか《大学》。

| | |
|-----------------|--|
| 監査の要点 (着眼点) | 1. 教職員等の給与等は法令、条例、規則等に基づき適切に処理されているか。 |
| 監査の方法 (監査手続) | (1) 給料等の支給に必要な扶養親族届・通勤・住居届の有無を確認する。 (2) 特殊業務手当整理簿を調査し、承認の有無、支給の妥当性を確認する。 (3) 退職時の特別昇給について、回議書によって、教育長の決裁が得られていることを確認する。 (4) 非常勤講師及び臨時的任用職員の採用、報酬の支払等について、「発令伺い」、「出勤簿」、「非常勤講師報酬調書」、「通勤届」等により、法令、規則等に従って行われているかを確認する。 |
| 「結果」の記載 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 扶養親族届が保管されていない教職員××件があった。 ・ 通勤手当・住居手当を支給している教職員について、通勤・住居届が保管されていない教職員××件があった。 ・ 勤務時間外に生徒の行う清掃の生徒指導が対象となる教員特殊業務手当××円が、学校の管理下における部活動等を対象として支給されていた。 ・ 非常勤講師の採用についての要綱に定めた書類を入手していない事例××件があった。 ・ 非常勤講師の報酬の計算誤り、臨時的任用職員の扶養手当・住居手当の支給金額の誤り××円があった。 |

| | |
|---------|---|
| 「意見」の記載 | <ul style="list-style-type: none"> ・事務職員、学校用務員に対する定時制勤務手当の合理性について検討するべきである。 ・高等学校の免許外講師についても、すべて実授業時間による報酬計算とすることを検討するべきである。 ・学校用務員の必要人数について、別途要綱等を定め、更に非常勤化を進めるべきである。 |
| 参照条文等 | 公会計委員会研究報告第11号「地方公共団体包括外部監査に関する監査手続事例」の「人件費」参照 |

| | |
|-----------------|---|
| 監査の要点 (着眼点) | 2. 補助金等、負担金、需用費、備品購入費及び委託料等の支出は、法令、条例、規則及び要綱等に基づき適切に処理されているか。また、これらの支出は効果的になされているか。 |
| 監査の方法 (監査手続) | <ul style="list-style-type: none"> (1) 事業計画書・収支予算書と実績報告書・収支決算書とを比較吟味し、補助事業者が適正執行しているかを確認する。 (2) 補助対象事業及び補助対象事業費が交付要綱あるいはガイドラインに沿って支出されているかを確認する。 (3) 受託団体の存在意義、機能、事務処理体制の有効性を確認する。 (4) 視察研修が適正に行われているかを確認する。 |
| 「結果」の記載 | <ul style="list-style-type: none"> ・交付要綱のない個別補助金××円において、申請を受理し、交付を認めた判断根拠が確認できなかった。 ・過年度の実績報告書提出のない交付団体を審査せずに、次年度の補助金××円の申請を受理し、交付決定していた。 ・事業実績報告書の吟味が不十分である。 ・××月に修学旅行下見目的で視察が行われ××円が支出されているが、同地の実地調査は前年××月にも他の担当者が実施しており、改めて実地調査を行う必要があったのか疑問である。 ・消耗品の一部の領収証(××円)がなかった。 |
| 「意見」の記載 | <ul style="list-style-type: none"> ・私立学校に対しては多種多様な補助金が定められており、運営費計算を含めたその計算事務が担当課の大きな負担となっている。補助金の整理統合を行うとともに、自治体と学校間のネットワーク化を進め事務作業の大幅な効率化を進めるべきである。 |
| 参照条文等 | 公会計委員会研究報告第11号「地方公共団体包括外部監査に関する監査手続事例」の「補助金・負担金」、「契約」、「委託料」参照 |

| | |
|----------------|------------------------------|
| 監査の要点 (着眼点) | 3. 教育財産の取得及び維持管理は適切に行われているか。 |
| 監査の方法 | (1) 「備品整理簿」の記載内容を確認する。 |

| | |
|----------------|---|
| <p>(監査手続)</p> | <p>(2) 物品の廃棄手続、遊休物品の取扱いについて確認する。</p> <p>(3) 公有財産の台帳管理について、閲覧、質問、任意にサンプル抽出した物件の現地調査、登記されている物件につき登記簿謄本との照合、増加取引につき証憑との照合、関連法令等との合規性を検討する。</p> <p>(4) 教員・職員宿舍貸与について、質問、貸付料調定決議書の閲覧、貸付料再計算、宿舍台帳・貸与申請書の閲覧、関連法令等との合規性を検討する。</p> <p>(5) 行政財産の目的外使用許可及び使用料減免について、質問、許可申請書・決裁文書等関連資料の閲覧、関連法令等との合規性を検討する。</p> <p>(6) 所有物品の管理について、質問、備品一覧表ほか管理資料の閲覧、備品一覧表等から任意にサンプル抽出した物品の現物調査、関連法令等との合規性を検討する。</p> <p>(7) リース物品の管理について、質問、リース契約書類から任意にサンプル抽出したリース物品の現物調査、関連法令等との合規性を検討する。</p> <p>(8) 各学校の余裕教室（空き教室）の利用状況を調査し、余裕教室が有効に利用されているかを検討する。</p> <p>(9) 校舎等の耐震工事の内容を検討し、耐震工事が適切に行われていることを確認する。</p> |
| <p>「結果」の記載</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・「備品整理簿」に記載のない備品××件が存在した。 ・寄付を受けた備品××件について、所定の受入処理が行われていなかった。 ・各学校に設置したノートパソコンが利用されておらず、遊休資産化しているものが××件ある。有効活用策を検討する必要がある。 ・登記上の土地地番等と事実が異なるにもかかわらず、変更登記手続が行われていない（××件）。 ・分割払により取得した土地・建物の取得価格として、公有財産台帳に元金と利息支払総額の合計額（××円）で記載されているが、台帳に記載すべき価格は買入価格（××円）とされており、利息額は取得資金の調達コストであり、公有財産台帳の取得価格に含めるべきではない。 ・設備更新工事が行われ、旧設備が撤去されたが、撤去された財産の価格（××円）が公有財産台帳上減額されていない。公有財産台帳の建物価格を減額する必要がある。 ・行政財産と普通財産の区分が不明確で、普通財産として区分すべき土地（××円）が行政財産とされている。 ・物品管理帳簿の整備及び現物との照合確認に不備な点があった。 |

| | |
|---------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・劇物指定のある薬品（××件）が劇薬庫の外に出ていた。薬品の管理取扱いについて定めた規定がなく、現行は管理者である担当教官に管理を一任しているが、劇薬については慎重な管理体制を検討する必要がある。 |
| 「意見」の記載 | <ul style="list-style-type: none"> ・教員宿舍の貸付料（年額××円）により建設費の償却額すら回収できない高額な取得費用（××円）であり、経済的合理性に乏しい状況である。一方、教員宿舍の入居状況について、教員宿舍の入居率は県全体と比較しても低くなっており、入居率を向上させるべきである。 ・中長期的な修繕の時期・予算等に関する具体的な計画を立案し、施設の維持整備を計画的に実施すべきである（将来の地方独立行政法人化を検討している場合には、中長期的な計画が必要とされる） ・物品管理帳簿の整備、及び正確な照合確認の実施 物品の保全、保有物品の現況の的確な把握・有効利用のため、財務規則に従い、帳簿記録を整備し、帳簿と物品現物の照合可能性を確保し、毎年度末の照合確認実施を徹底する必要がある。また、照合確認時に不用品の峻別を行い、適時に廃棄処分を行うべきである。 ・リース物品の管理 リース物品の保全管理を徹底するため、物品の内容、数量、所在等を記載した管理台帳を作成し、管理台帳と現物を定期的に照合する必要がある。なお、現状ではリース物品の管理規程がないため、リース物品の管理規程を整備すべきである。 ・余裕教室が有効に活用されていない。余裕教室の有効活用を進めるためには、学校側から具体的な要請があって初めて対応を検討するのではなく、長期的な視野に立って計画的に進めるべきである。 |
| 参照条文等 | <ul style="list-style-type: none"> ・公会計委員会研究報告第11号「地方公共団体包括外部監査に関する監査手続事例」の「 公有財産・物品・基金の取得管理」参照 |

| | |
|-----------------|--|
| 監査の要点 （着眼点） | 4．学校給食は効率的・経済的に運営されているか。 |
| 監査の方法 （監査手続） | <ol style="list-style-type: none"> (1) 「臨時的任用の職の設置及び職員の任用伺い」を通査し、給食調理員の任用基準、任用申請、任用時間の合規性を検討する。 (2) 学校給食の事務管理に関する手続を聴取し、一部取引記録について運用状況を調査する。 (3) 学校別コスト計算を実施し、業務の執行状況を検討する。 |
| 「結果」の記載 | <ul style="list-style-type: none"> ・一部校で導入されている学校給食調理業務等の民間委託については、コスト削減効果が××円と大きく、安全衛生面についての管理・監督も履行されていることから、その対象校を拡大するべきである。 |

| | |
|---------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・年度当初に給食費の額を設定する際に、保護者に対し、前年度の滞納額、滞納者数等の情報を開示し、保護者に対して給食費の額について十分な議論を促すことが望まれる。 |
| 「意見」の記載 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食調理業務の民間委託化やセンター方式の導入等の検討を行うべきである。 |
| 参照条文等 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食法 ・「学校給食業務の運営の合理化について」(昭60.1.21 体育局長通知) |

| | |
|-----------------|---|
| 監査の要点 (着眼点) | <p>5. 学校徴収金及びPTA会費・補助教材費等の金銭の徴収・管理は適切に行われているか。</p> <p>6. 授業料等の減免手続は条例、規則等に基づき適切に処理されているか。</p> |
| 監査の方法 (監査手続) | <p>(1) 授業料徴収について、調定決議書の閲覧、サンプル抽出した案件の調定決議書と学籍簿との照合、合計調定金額と歳入整理表の照合、調定件数と学生数の照合を行う。</p> <p>(2) 授業料減免について、質問、減免申請者よりサンプル抽出した案件の申請書、減免決裁文書、調定決議書の閲覧、照合を行う。</p> <p>(3) 授業料未納債権管理について、質問、督促状発送決裁文書及び督促対象債権リストの閲覧、照合を行う。</p> <p>(4) 入学金について、質問、調定決議書の閲覧、調定決議書からサンプル抽出した案件につき願書・住民票(県内出願者)の照合、調定件数と新入学生数の照合、調定額と歳入整理表の照合を行う。</p> <p>(5) 入学者選抜手数料について、質問、証紙貼付実績報告書からサンプル抽出した案件の貼付実績記録と願書及び消印された収入証紙現物との照合、関連法令等との合規性を検討する。</p> |
| 「結果」の記載 | <ul style="list-style-type: none"> ・入学金、授業料等の未納金に対する回収手続について督促処理の方法に詳細なマニュアルがない。マニュアルの制定により債権の保全を図るとともに、効率的な債権回収事務を行う必要がある。 ・自己破産を減免理由としている減免のうち、××円については、自己破産に係る証明書が添付されていなかった。 ・世帯の所得状況が自治体の運用基準を上回っていたにもかかわらず、減免許可している事例が××件あった。 ・学校徴収金の徴収・管理・執行が厳正かつ効率的に行われ、その透明性が確保できるような統一的な事務処理基準を策定し、これに則って会計処理をするべきである。 ・滞納金の徴収に当たって、悪質で理解が得られない保護者についてはその実情に応じて法的な手段を用いることも必要である。比較的少額 |

| | |
|---------|--|
| | の債権の回収方法としては、簡易裁判所を利用した「支払督促」、「少額訴訟」、「民事調定」等の方法がある。 |
| 「意見」の記載 | ・入学者選抜手数料は県の発行する収入証紙で納付することになっているが、県外からの出願者は収入証紙の購入が困難であるため、例外的に郵便小為替により納入されており、郵便小為替に係る事務局での事務処理が煩雑になっている。関係課と協議の上、県外出願者の入学者選抜手数料は郵便振替等へ変更し、入学者選抜手数料徴収事務を効率化・簡略化すべきである。 |
| 参照条文等 | ・各自治体の財務規則 |

| | |
|-----------------|--|
| 監査の要点 (着眼点) | 7. 受託研究費・科学研究費補助金(科研費)の管理は適切に行われているか《大学》。 |
| 監査の方法 (監査手続) | (1) 受託研究の申込みから研究完了までの事務手続フローを把握し、事務手続の整備状況を確認する。 (2) 受託研究の関連帳票を閲覧し、その整備保管状況を検証する。 (3) 科学研究費補助金よりサンプル抽出案件に係る管理用預金口座及び収支簿と領収書、請求額等について関係書類を照合し、その集計の正確性と経理処理など管理事務の適切性を検討する。 (4) 一般会計と特別会計の費用負担について、その基礎となる人員配置、需用費の発生状況や設備の利用状況等が実態と整合しているかをヒアリング等により負担額配分の妥当性を確かめる。 |
| 「結果」の記載 | ・受託研究に係る契約書原本が保管されていないもの、受託研究実施要綱により作成義務のある受託研究実施計画書が保管されていないものが××件発見された。 ・科学研究費について、文部科学省の要請する原則である管理実務を大学事務局が行っていない。その結果、国内旅費の算定誤り(××円) 備品の寄付漏れ(××件) 謝金(××円)に係る出勤表の不備といった不備が発見された。 ・一般会計と特別会計の費用負担について、人件費(××円)の負担と運営経費(××円)の負担関係が実態と整合していない。 |
| 「意見」の記載 | - |
| 参照条文等 | ・文部科学省による平成××年度「科学研究費補助金の取扱いについて」 「大学受託研究実施要綱」等 |

| | |
|----------------|---|
| 監査の要点 (着眼点) | 8. 研究補助金(研究費)の交付手続は、法令、条例、規則及び要綱等に基づき適切に処理されているか。補助金等の交付は効果的になされているか《大学》。 |
|----------------|---|

| | |
|-----------------|---|
| 監査の方法 (監査手続) | <ul style="list-style-type: none"> 補助対象研究費が交付要綱等に沿って支出されているかを確認する。 |
| 「結果」の記載 | <ul style="list-style-type: none"> 補助金の執行について <p>研究補助金に係る予算の執行に関する公私の区分を明確にするため、補助金専用口座を開設し、当該口座で資金管理が行われているが、概算払い後まもなく補助金の全額(××円)が当該口座より引き出され、結果として、教員が記録している収支簿(証拠書類に基づく記録簿)と補助金専用口座の出金記録が著しく乖離しているものがあった。この中には、補助対象経費の支出が、教員の個人口座から行われているものが××件あった。このような不明朗な預金管理は公金の管理として不適切であり、研究費の支出は補助金専用口座より、直接、振込により支出することが適当である。</p> 年度末の備品購入 <p>研究補助金の設備備品費の執行状況をみると、年度末の3月に備品購入しているものが多く見られた(3月度購入額=××円)。当該補助金については翌年度にも同じ研究テーマが続くことがあるとしても、単年度予算の原則の観点からは妥当とはいえない。</p> 備品の寄附漏れ <p>補助金により備品を購入したときは、直ちにそれを県に寄附しなければならないが、対象経費の区分誤りにより備品費として処理されず、需用費として処理された結果、県(大学)に対する寄附が××件漏れていた。</p> |
| 「意見」の記載 | <ul style="list-style-type: none"> 教員の職種による定額割当に準じた補助金交付決定状況は、「教員が行う学術研究に要する経費」という研究補助金交付要綱の趣旨に反しており、研究内容やその評価に応じた補助金交付を行うべきである。 補助金の配分審査は、現在、補助金の配分対象者である教授をメンバーとする各学部の予算委員会で決定されているが、第三者(事務局職員等)を加えるなど、配分審査のあり方についての検討が必要である。 |
| 参照条文等 | <ul style="list-style-type: none"> 各自治体の財務規則 「大学研究補助金交付要綱」等 |

清掃事業

1. 意義

廃棄物の問題は、資源や環境の保全に大きくかかわっており、地方自治体は、一般廃棄物の処理活動に加えて、ごみの減量、環境美化、リサイクルによる資源の有効利用等の施策に取り組んでいる。

都道府県は、国の基本方針に即して、また、環境省令に定める基準に従って、当該都道府県の区域内における一般廃棄物と産業廃棄物を併せた廃棄物処理計画を定めることとなっている。市町村は、一般廃棄物の処理計画を定め、その区域内の一般廃棄物を収集、処理処分しなければならない。この作業は民間に委託することができるし、どのように分別するか、収集回数を何回にするか、収集手数料を徴収するかどうかなど、一般廃棄物の処理計画は市町村の裁量に委ねられている。

事業系一般廃棄物（事業ごみ）については、事業者の責任を前提として、市町村が処理を受け入れている。そのため、一般には収集運搬は市町村が許可した民間業者が行い、処理処分は市町村の施設で行われており、適切な収集費や処理費を徴収するのが原則である。

産業廃棄物対策は、都道府県が管轄しているが、循環型社会を構築していくために、これまでの適正処理の確保に加え、発生抑制、リサイクルを積極的に推進し、最終処分量を限りなくゼロに近づけることが強く求められている。

したがって、清掃事業が、安全で、かつ、効率的、効果的に実施されているかどうかを監査することは重要な課題である。

2. 監査の要点

監査の要点としては、次のようなものが考えられる。

- (1) 清掃事業が「一般廃棄物処理基本計画」に基づき適正に実施されているか。
- (2) 一般廃棄物処理手数料に係る徴収事務は規則に従い適正に実施されているか。また、手数料の徴収根拠は明確となっているか。
- (3) 委託契約の方法は競争性のある方法を採用しているか。また、設計積算は効率性を加味しているか。
- (4) 直営収集と委託収集とのコスト面及びサービス面の比較・検討は行っているか。
- (5) 給与・手当等の人件費は規則等に従い適正に支払われているか。手当の支給根拠は明確となっているか。
- (6) 財産管理・備品管理は規則等に従い適正に行われているか。パッカー車等の収集車両の安全性は十分か。また、中間処理場、最終処分場における汚染物質等の有害物質の流出に対する対策は万全か。
- (7) 情報処理システムのセキュリティ対策は十分か。また、システム導入時には経済性、効率性を考慮しているか。
- (8) その他

| | |
|-----------------|---|
| 監査の要点 (着眼点) | 1. 清掃事業が「一般廃棄物処理基本計画」に基づき適正に実施されているか。 |
| 監査の方法 (監査手続) | (1) 基本計画の策定資料の検討、分析 (2) 保守点検契約の執行状況、点検結果報告の検討 |
| 「結果」の記載 | ・各種施設設備について適時適切な補修等改善に努めるべきものがある。 いまだ未着手の補修等が多数散見された。 |
| 「意見」の記載 | ・事業系一般廃棄物の減量に関する計画書の提出促進と実効性の向上を図る必要がある。 ・経費削減を織り込んだ中長期計画の作成が必要である。 ・原価計算を適切に実施し、原価管理を十分に行う必要がある。 ・発生抑制(リデュース)と再使用(リユース)の強化をするべきである。 |
| 参照条文等 | ・環境基本法 ・循環型社会形成促進基本法 ・資源有効利用促進法 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法) ・個別リサイクル法 ・自治体の清掃行政関連条例 |

| | |
|-----------------|--|
| 監査の要点 (着眼点) | 2. 一般廃棄物処理手数料に係る徴収事務は規則に従い適正に実施されているか。また、手数料の徴収根拠は明確となっているか。 |
| 監査の方法 (監査手続) | (1) 手数料の調定・徴収表を試査により関係資料と照合 (2) 滞納先の検討 |
| 「結果」の記載 | ・迅速な滞納処理の実施が必要である。 |
| 「意見」の記載 | ・納付券の管理方法の改善をするべきである。 ・滞納繰越の回収状況の把握と滞納・収納率向上をするべきである。 ・粗大ごみ、適正処理困難物の収集・運搬コストと手数料の妥当性を検討すべきである。 ・一般廃棄物の処分手数料、し尿収集料金の積算根拠を明確にすべきである。 ・廃棄物処理手数料の減免基準を明瞭化すべきである。 ・リサイクル物品の収集手数料の徴収が必要である。 ・し尿処理手数料に関して収入未済が増加し不納欠損額が増加しているので、より一層の収入率の向上に努めるべきである。 |
| 参照条文等 | - |

| | |
|-----------------|---|
| 監査の要点 (着眼点) | 3. 委託契約の方法は競争性のある方法を採用しているか。また、設計積算は効率性を加味しているか。 |
| 監査の方法 (監査手続) | (1) 委託契約における契約書、見積価格、入札状況などの検討 (2) 清掃工場建設事業費の検討 |
| 「結果」の記載 | <ul style="list-style-type: none"> ・建物等清掃委託契約について競争性をもたせるべきものがある。建物清掃、再生資源運搬業務、し尿処理業務など随意契約をしているが、見積率が高く、より競争性のある契約方法を検討すべきである。 ・再生資源(アルミニウム)運搬業務委託契約について競争性をもたせるべきものがある。××社と特命随意契約を行っているが、運搬距離が相違するにもかかわらず同額であり、また、××社に分割する理由も明確でない。 ・鉄屑・鉄缶売払契約業者との随意契約の見直しが必要である。 |
| 「意見」の記載 | <ul style="list-style-type: none"> ・収集運搬業務に係る委託料の決定方法が画一的であり、地域性に応じた弾力的な運用により価格を下げる可能性があること、改善が望まれる。 ・許可業者の競争入札の導入など選定方法を見直す必要がある。 ・収集運搬量当たりの委託単価の比較、稼働率を反映した委託単価の設定により効率性の向上を図る必要がある。 ・車両の所有形態を見直すべきである。 ・収集運搬車の乗車人数を見直すべきである。 ・談合防止策の強化をすべきである。 ・最終処分場の維持管理契約について競争性をもたせるべきである(最終処分場の維持管理契約、水処理施設管理業務委託契約等) ・清掃工場の建設事業費の予定価格が、設計金額と同額のものがある。設計金額は数社の業者より提出された見積書から項目別に最も安い金額を抽出し、これに××を乗じた金額を合算して作成されている。設計金額と専門誌に掲載される一般的な積算単価を比較すると全体的に設計金額が低い金額になっており、指摘すべき事項はなかった。ただし、このような業者見積りを中心とした設計金額の算定を行うと、業者の共謀等により通常より高い見積書が提出された場合には、設計金額が一般的な価格に比べて高く算定される危険性がある。そのため、設計金額の積算に当たり内部積算が可能なものについては、市独自の積算を行うなど積算方法を研究するべきである。 ・し尿処理業務委託について、積算方法に経済性が欠けるものがあり、1kl当たり委託経費が同じ程度の金額になるように改善すべきである。 |
| 参照条文等 | - |

| | |
|-----------------|--|
| 監査の要点 (着眼点) | 4. 直営収集と委託収集とのコスト面及びサービス面の比較・検討は行っているか。 |
| 監査の方法 (監査手続) | (1) 収集車両××台当たりの原価計算の検討 (2) 委託契約について過去××年間の委託先・金額の検討 (3) 原価計算による分析 (4) 原価に減価償却費と退職手当を含めた計算の実施 |
| 「結果」の記載 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託収集車両の乗車人員を縮小させ、収集経費の節減を図るべきものがある。予算や委託契約の積算基礎として、収集車両××台当たりの原価計算を行っているが、その前提として車両××tパッカー車、乗務員××名、収集日××日と設定している、しかし、地区によっては××人乗り乗車への切り替えを進めているところであり、委託・直営とも乗車人員の縮小を進める必要がある。 ・ 不燃ごみの収集委託について整合性のある積算をすべきものがある。委託契約に当たり、収集車両××台当たりの原価計算が行われ、これに基づき積算されている。しかし、ごみ量の排出予測の粗さ、車両積載量の相違、搬入回数の不明確、世帯単価の不統一など問題がある。実績数値を基に、より現実的な目標を設定し、合理的な積算方法を採用する必要がある。 ・ 粗大ごみ等収集運搬業務経費の積算に当たり仕様書に従って行うべきものがある。 ・ 古紙類収集運搬委託契約について単価契約とすべきである。 ・ ごみ最終処分場について、最終処分場の委託業務について同一業者・同一金額のものがあり、経済性の観点から競争性を導入することが必要である。 ・ し尿処理について、収集業務委託契約の積算方法が経済的でなく割高となっているものがあり、より適切な方法を検討する必要がある。 ・ リサイクル物品の収集手数料を徴収することを検討すべきである。 |
| 「意見」の記載 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 原価計算結果の分析及び今後の課題 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 収集運搬コストの比較において割高な事業所があり、効率的な事業所の再編を行うべきである。 (イ) 委託収集のコストが直営収集よりも相対的に安い。アウトソーシングの範囲を拡大し、人件費の変動費化を進めるべきである。 (ウ) 最終処分場のコストが高く、最終処分量の減量化・資源化をすべきである。 (エ) 直営し尿処理のコスト高から、その必要性について検討すべきである。 |

| | |
|-------|--|
| | <p>(オ) 支払電力料金の節約を検討すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の課題 <ul style="list-style-type: none"> コスト集計基準の統一、事業所単位での原価認識（減価償却計算の実施、退職金の見積り）中間処理場における計量の把握をすべきである。 |
| 参照条文等 | - |

| | |
|-----------------|---|
| 監査の要点 （着眼点） | 5．給与・手当等の人件費は規則等に従い適正に支払われているか。手当の支給根拠は明確となっているか。 |
| 監査の方法 （監査手続） | ・出勤簿、配車日報、収集日報、時間外勤務命令簿、特殊勤務手当の検討 |
| 「結果」の記載 | <ul style="list-style-type: none"> ・特殊勤務手当について廃止を含めて見直す必要がある。 ・時間外・休日勤務命令簿の作成において命令簿への記載がないものがある。 |
| 「意見」の記載 | ・時間外手当の計算方法を見直すべきである。 |
| 参照条文等 | - |

| | |
|-----------------|---|
| 監査の要点 （着眼点） | 6．財産管理・備品管理は規則等に従い適正に行われているか。パッカー車等の収集車両の安全性は十分か。また、中間処理場、最終処分場における汚染物質等の有害物質の流出に対する対策は万全か。 |
| 監査の方法 （監査手続） | <p>(1) 材料品の保管管理についての検討</p> <p>(2) 公有財産台帳の整備、各種材料の受払いと在庫管理の把握</p> |
| 「結果」の記載 | ・公有財産及び備品等の管理を徹底すべきものがある。 |
| 「意見」の記載 | ・材料品の保管管理について、受払い及び在庫残高を把握しておらず、万全を期すべきものがある。 |
| 参照条文等 | - |

| | |
|-----------------|--|
| 監査の要点 （着眼点） | 7．情報処理システムのセキュリティ対策は十分か。また、システム導入時には経済性、効率性を考慮しているか。 |
| 監査の方法 （監査手続） | ・情報管理システムの利用実態の調査 |
| 「結果」の記載 | <ul style="list-style-type: none"> ・リース切れPCの取扱いについて情報管理の視点から適切に管理すべきものがある。また、私用PC等の使用を止めるべきものがある。 ・システム導入に当たり、賃貸借と購入の比較を行うべきものがある。 |
| 「意見」の記載 | <ul style="list-style-type: none"> ・IDパスワードに関するセキュリティの強化をするべきである。 ・ウイルスソフトのパターンファイルの更新をするべきである。 |
| 参照条文等 | - |

| | |
|-----------------|---|
| 監査の要点 (着眼点) | 8. その他 ごみ有料化の効果等 リサイクルから発生抑制(リデュース)や再使用(リユース)へ 埋立最終処分場土地賃借料の決定方法の明確化 |
| 監査の方法 (監査手続) | ・政策効果や費用対効果の視点から検討 |
| 「結果」の記載 | ・特になし |
| 「意見」の記載 | <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ有料化の効果の検証をするべきである。 ・ごみ苦情処理の対応が不十分である。 ・不法投棄のコストと対策をするべきである。 ・リサイクル以前の発生抑制(リデュース)や再使用(リユース)に、更に重点を置いた施策を盛り込むべきである。 ・埋立最終処分場土地賃借料は、地権者側の要望によって、周辺地価の値上り等の他の要素を斟酌することによって、改定又は据置きが決定されているため、借上単価改定率の算定方法に特に基準がない状況であり、算定方法を明確化にするべきである。 |
| 参照条文等 | - |

交通・港湾

1. 意義

地方公共団体の行う交通に関する事業として、ここでは港湾整備事業と自動車運送事業（地方公営企業による市営バス事業）を取り上げる。どちらも、市民生活に密接に関連した行政機能であり、地域産業及び経済発展の原動力としての役割が期待される一方で、経費の削減とともに、事業の効率的な執行を行うことが要求されている。

（港湾整備事業）

港湾に関しては、香港、シンガポール、上海等のアジア諸国の主要港が、地理的条件や設備面、サービス面等の諸条件で日本の港湾を凌駕し、我が国港湾の国際競争力が近年低下してきたことが問題となっている。

そのため、日本の港湾の国際競争力強化に向けて、「アジア諸国の主要港湾を凌ぐ港湾コスト・サービス水準の実現」（港湾コストの低減、リードタイムの短縮等）を目標として、国土交通省主導の下、先導的、実験的に施策を展開していく「スーパー中樞港湾」が各地に指定されたところである。国際貿易港としてより発展していくために、現在、政府や複数の地方公共団体及び港湾管理団体等が連携して、様々な取組みを進めていく局面にある。

一般的に、港湾整備事業では、条例により特別会計が設置されることが多い。

また、港湾の整備、管理方式を具体的にみた場合、地方公共団体自ら直接、公共事業として港湾施設を整備し、管理運営をしていく場合（「公共方式」）のほか、埠頭公社（財政援助団体）に、埠頭の建設及び管理運営を任せるといふ、いわゆる「公社方式」を採用している場合が多い。「公共方式」の場合、取り扱う貨物量に応じて利用料金が課される従量制が一般的であり、また、公共施設として整備されるため、原則として特定の者が専用的に使用できない点が、厳しい国際物流の世界で、港湾利用者が求める利便性にかなっていないという問題点が指摘されている。一方、「公社方式」の場合は、特定の者と定額で、埠頭の専用的使用契約を締結することで、利用者にとっての利便性が確保でき、また、そのような民間事業者の資金を整備費用に充てることで、コンテナターミナルを早急に整備してきたところに意義があったとされている。しかし、確かに「公社方式」では、利用料金が定額であるため、一定のボリュームインセンティブが発揮されるところではあるが、やはり原価回収を原則としているため、料金の低減化には限界があった。公社が保有する固定資産の莫大な償却費及び固定資産税等がコストに跳ね返るためである。そこで、より弾力的な利用料金決定を可能とするべく、岸壁や埠頭用地等（下物）は地方公共団体が、背後ヤード等（上物）は公社が、それぞれ整備し、岸壁部分について定期使用許可制度（事前包括使用許可制度）を導入することで、船会社等が一元的にコンテナターミナルを使用可能とするような「新方式」や、施設の整備、運営及び維持管理をすべて民間業者が行う「PFI方式」、公共により整備されたコンテナターミナルを一体的にかつ長期的に民間企業に貸し付ける「特区方式」等、国際的なコスト・サービス水準の実現のための様々な方式が、現在、国及び各地方公共団体で検討されて

いるところである。

港湾整備事業は、港湾機能施設整備事業と土地造成事業の2つの事業に大きく分けられる。港湾機能施設整備事業は、港湾の機能を効果的に発揮させるために必要な埠頭用地、上屋、荷役機械等の港湾施設を整備する事業であり、当該施設整備に係る起債は「機能債」と呼ばれている。これは、施設整備後の使用料等を、維持管理経費（運営費）や起債償還（公債費）に充てることで、港湾施設の管理運営を行っていく事業である。

土地造成事業は、工業用地等の造成を目的とする臨海部（附帯する道路、排水施設等の事業を含む。）における造成事業であり、当該土地の造成に係る起債は「臨海債」と呼ばれている。これは、臨海債をもって港湾関連用地等の造成や買収を行い、売払代金を起債償還（公債費）に充てる事業である。

（自動車運送事業）

自動車運送事業としては、代表的な事例として、定時バスの運行による旅客事業を取り上げた。自動車運送事業は、地方公営企業法に基づき、地方公営企業により運営されるもので、地方公営企業としての経済性を発揮し、独立採算の下で公共の福祉を増進するように運営されているかを検討する必要がある。

また、今後は、機動的・戦略的に活用し得る新たな事業手法を選択し、サービス提供手法の自由度をできるだけ高めながら、効率的に事業を執行するため、公営企業型地方独立行政法人を設立し、そこに自動車運送事業を移管するという方法を、選択する地方公共団体が現れることも想定されることである。

2. 監査の要点

監査の要点としては、交通・港湾事業に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理の法令等への合規性、経済性・効率性及び有効性の観点から、具体的には次のようなものが考えられる。

(1) 港湾整備事業

事業計画及び予算は的確に策定されており、実績と適時に比較された結果が有効に活用され、それが広く住民等に開示されているか。また、サービス向上、経費削減努力等は十分か。

造成収入や使用料等の金額及び徴収手続並びに債権管理は、関連法令等に準拠し、合理的であるか。

港湾施設等資産の管理は適切に行われているか。

契約・支払事務は、法令に準拠し、透明性が確保されているか。

| | |
|-----------------|---|
| 監査の要点 (着眼点) | 1. 事業計画及び予算は的確に策定されており、実績と適時に比較された結果が有効に活用され、それが広く住民等に開示されているか。また、サービス向上、経費削減努力等は十分か。 |
| 監査の方法 (監査手続) | (1) 歳入歳出決算の閲覧 (2) 主要関連法規(各資金助成法、特別会計条例等)の閲覧 (3) 質問書に対する回答書を査閲 (4) 各帳票、決算書を含む関係資料を閲覧し、担当課に質問 (5) 予算が未消化の残事業費の内容を検討 (6) 事業費の内容及び整備費の当初予算と実績値の差異の内容の検討 (7) 県債(機能債と臨海債)の償還スケジュールと償還原資との関係について検討(特に土地造成事業については、これまでの投資累計額、起債累計額、償還累計額と今後の見通しについて検討) |
| 「結果」の記載 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在存在しない事業に、条例上基金が設けられており、基金残高は××円に上る。早急に取り崩すとともに、実情に照らし、条例の見直しを図るべきである。 ・ 起債事業に関して、将来の収支計画は起債の償還計画を立てる上で重要であるが、使用料収入××円の合理的算定の基礎となる見積りの根拠資料が一部整理保管されていなかったため、整理保管する必要がある。 ・ 事業費計画のうち、事業費(××円)の算出過程が説明できなくなっている。金額の算出過程を説明できる根拠資料を作成し、保管しておくべきである。 ・ 長期にわたる事業費計画の見直しが適時にされていない。少なくとも年に1回は計画を見直すべきである。 |
| 「意見」の記載 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 入港する船舶を港に誘導する水先人は、船長のOBに限定されているが、若い人材を育成し登用することで、十分な人員を確保するとともに人件費を抑え、港湾利用者へのサービス向上と負担の軽減を図ることができるように関係機関に働きかけるべきである。 ・ 港湾局及び税関の窓口が、祭日及び夜間に閉庁しているため、祭日及び夜間に寄港した船舶は、手続のため1日から2日のリードタイムを余儀なくされている。税関と協議し、当該期間も適切に人員を配置し、窓口を開けることで、リードタイム短縮を図るべきである。 ・ 入港、出港の際、港湾管理者である地方公共団体、税関、入国管理局及び検疫所等の諸機関への届出は、同一の項目でも個々に申請し、それぞれ許可を受けねばならず、かなりの手間と時間がかかっている。港湾システムを一元化し、手続の簡素化・合理化を図るとともに、港湾諸手続のワンストップサービス化のために諸機関との連携を図り、 |

| | |
|--------------|---|
| | <p>早急に具体的な改善計画を策定すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画的な港湾整備事業の遂行のため、固定資産に関し、台帳の数量記載だけでなく、金額的把握もするべきである（事業運営に役立たせるため、既存ストックを明確化する必要があり、償却計算を含めた投資単位ごとの経済的・機能的な管理数値を把握し、もって資産の管理帳票を整備、活用することで、長期的な視点に立った各年度の予算措置を講じ、社会資本整備を長期的に、効率的かつ効果的に実行していくべきである。） ・ 取引高や地域経済活性度（地域のGDP増加率等）も含めて、重要と考えられるものについて事業目標を数値化する必要がある。個々の投資意思決定は、これらの数値目標との整合性を考慮しながら行うべきである。 ・ 現在公表されていない、各港湾のビジョン、将来の一般会計からの繰入金の予想値、各種数値目標とその達成度、当年度の投資物件等の中長期見通しを公表することによって、港湾整備事業の透明性が高まり、県民の関心が高まるものと考えられる。 ・ 港湾地区の土地造成に絡む臨海債の償還資金（今後10年間で××円）について、一般会計からの多額な繰入金を要する見込みである。これに関し、県民への説明責任を果たした上で、県民の負担をできるだけ抑えながら、速やかな造成土地の売却が必要である。 ・ 特別会計の収支が悪化しているため、基金の取崩では足りず、一般会計からの繰入れが予想される。基金取崩に頼らない特別会計の収支改善策を早急に講じる必要がある。 ・ 起債事業の使用料収入（××円）について、定期的に、計画策定時の使用料収入見積額と実績の比較分析がされていない。計画の実効性を確保するために必要である。 ・ 港湾施設の利用状況について、各施設別に定期的な把握が行われていない。港湾施設の有効活用促進のため、定期的な把握が必要である。 ・ 事業費の多くが予算を下回っており、多いところでは、3～4割下回っている。予算の精度を上げ、統制上役立たせることが望ましい。 ・ マリーナの使用料収入（××円）及び委託料支出（××円）が、特別会計の区分で経理されている一方、同事業に係る県債償還額（××円）は一般会計の区分にて経理されている。起債事業の収支の状況を適切に把握するため、両者の会計処理区分を同一にするべきである。 |
| <p>参照条文等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治法209 ・ 地財法5、5の2、6、12 ・ 各自治体の基金に関する条例 |

| | |
|-----------------|--|
| 監査の要点 (着眼点) | 2. 造成収入や使用料等の金額及び徴収手続並びに債権管理は、関連法令等に準拠し、合理的であるか。 |
| 監査の方法 (監査手続) | (1) 歳入歳出決算の閲覧 (2) 主要関連法規(各資金助成法、特別会計条例等)の閲覧 (3) 質問書に対する回答書を査閲 (4) 関係資料を閲覧し、担当課に質問 (5) 港湾施設使用料の徴収事務が関連法令及び所定の規則等に準拠して実施されているかを検証 (6) 港湾地区臨海土地造成事業について、計画の概要を把握するとともに、造成した土地の売却手続(売却単価の算定基礎を含む。)が関連法令及び所定の規則等に準拠して実施されているかを検証 (7) 港湾施設使用料について、任意に抽出した収入調定票に、条例による料金の計算チェックを実施 (8) 港湾施設使用料について、任意に抽出した収入調定票に、申請書との突合、歳入金徴収計算表との突合を実施 (9) 債権の管理台帳の閲覧 |
| 「結果」の記載 | <ul style="list-style-type: none"> ・港湾施設の使用料(××円)に関して、条例の趣旨に反した減免措置がされている(県も出資している第3セクターの 社の港湾施設使用料に関して、減免措置が行われている。毎月、「港湾施設管理条例」別表に基づく所定の使用料をもって港湾施設を使用させる許可をしながら、使用料減免申請がなされ、減免を認める稟議決済がなされている。 これは、「港湾施設使用料の減免基準」の「港湾の開発を促進し港湾の利用を増進すると認められる場合に、知事の承認を受けて減免することができる」によっている。しかし、実際は保税許可申請のために一定の面積が必要であったため、保税蔵置場許可申請時から現在まで、使用面積以上の面積を許可し、毎月の使用面積は使用した面積に応じて精算行為をしているものである。 保税蔵置場許可申請時から現在まで、引き続き措置され、かつ毎年度使用面積が許可面積に達せず今後も港湾の利用促進が改善できる見通しは不確実である中で、精算行為を減免措置に求めることは条例の趣旨に照らし疑問であり、このまま減免措置を続けることは適当ではない。) ・使用料の収入未済額について、今後の回収が見込めない債権は、債権管理事務の効率化の観点から、不能欠損処理をする必要がある。 |
| 「意見」の記載 | <ul style="list-style-type: none"> ・使用料単価の決定に関して、単価決定のプロセスが不明確なものがあつた。単価設定に際しては、各施設の実態に則した料金単価見積りが |

| | |
|-------|--|
| | できるよう、維持管理費等の関連コストの範囲やその見積方法、計算式等の積算手順を確立するべきである。その際、資金調達コストや使用面積に係る将来の需要予測等を考慮することが必要である。 |
| 参照条文等 | ・地財法6 ・各自治体の料金、使用料等に関する条例 |

| | |
|-----------------|--|
| 監査の要点 (着眼点) | 3. 港湾施設等資産の管理は適切に行われているか。 |
| 監査の方法 (監査手続) | (1) 資産管理関連規程の閲覧 (2) 固定資産台帳、物品台帳等の閲覧 (3) 利用状況等に関する質問書に対する回答書を査閲 (4) 関係資料を閲覧し、担当課に質問 (5) 現場視察 |
| 「結果」の記載 | ・破損のため使用不可能であり、現在未使用だが、代替資産があるため、修理した上での再使用の可能性がない波高計と波高演算処理装置が除却されず、物品台帳に記載されていた。早急に除却処理を行い、物品台帳から削除すべきである。 |
| 「意見」の記載 | ・一年間全く利用されていないクレーンがある。今後の対応につき、売却も視野に含めて検討を行うべきである。 ・輸入木材の木皮の焼却施設に関して、木皮の輸入減少とリサイクル率の向上で、焼却対象木皮が激減したことや、ダイオキシン規制で必要となった多額の改良を見合わせたことで、施設が休止状態となっている。国庫補助金の対象ではあるが、売却も視野に入れ資産の有効利用について、再度検討を行うべきである。 |
| 参照条文等 | ・適正化法22 |

| | |
|-----------------|--|
| 監査の要点 (着眼点) | 4. 契約・支払事務は、法令に準拠し、透明性が確保されているか。 |
| 監査の方法 (監査手続) | (1) 契約関連規程の閲覧 (2) 港湾施設管理費及び港湾施設整備費並びに港湾用地造成費の支払・集計事務が関連法令及び所定の規則等に準拠して実施されているかを検証 (3) 工事請負費、委託料に関して、工事調書より一定金額以上のものを調査 |
| 「結果」の記載 | ・××億円の清掃業務委託に関して、随意契約が結ばれているが、その理由が不明確である。 |
| 「意見」の記載 | ・工事請負費に関して、最近××年間は、落札率××%以上の契約が全体の××%を占めており、かなり高い水準である。今後、透明性を確保し、より公正な競争を促進させる入札制度改革に積極的に取り組む |

| | |
|-------|-----------------------------|
| | べきである。 |
| 参照条文等 | ・自治法234、 ・各自治体の条例、契約、規則等 |

(2) 自動車運送事業（地方公営企業による市営バス事業）

人件費及び経費等について、契約の方法を含め法令等に準拠し、所定の承認手続に従って適切に行われているか。

財産管理事務は、法令等に準拠して適性に行われているか。

補助金（採算性はないが、公共の福祉の観点から実施されている事業等に対するもの）の給付は適切であるか。

不採算路線の現状の把握と経営改善努力がなされているか。

| | |
|-----------------|---|
| 監査の要点 （着眼点） | 1. 人件費及び経費等について、契約の方法を含め法令等に準拠し、所定の承認手続に従って適切に行われているか。 |
| 監査の方法 （監査手続） | (1) 契約関連規程の閲覧 (2) 人件費、委託料、及び工事契約等より一定金額以上のものを調査 |
| 「結果」の記載 | ・ 特殊勤務手当の中に雨天運転手当及び皆勤手当（年間支給総額××円）があるが、業務の性質上不当であり、規程及び条例改正とともに早急に支給を打ち切るべきである。 |
| 「意見」の記載 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託料契約の多くが予定価格で、同じ業者により落札され続けており、競争原理が十分に働いていない。指名競争入札から一般競争入札へ移行する等の検討を行うべきである。 ・ 予定価格も前年度の予算額をベースに算出しているケースがあるが、その都度仕様書に基づいた積算をすべきである。 ・ 退職給与引当金が未設定であるが、計上する必要がある（地方公営企業法施行令第26条第2項によって、退職給与金を繰り延べて次年度以降の複数年度で償却する方法によっているが、不適當である。これは、臨時的巨額な退職金が発生したときの例外的方法であり、原則は地方公営企業法第20条第1項により、発生主義が原則である。） ・ 退職者は退職時に特別昇給し、退職金の算定基礎額が上がるが、全員を対象にするのではなく、勤務成績が特に良好な職員を選定するための具体的基準を設け、運用すべきである。 ・ 規則に定められた給料表の最高号給を超えて給料を支給されている技能職員がいる。これらの者に関しては、その旨、条例又は規則に定め、透明性を確保すべきである。 |
| 参照条文等 | ・ 公企法38 ・ 公企令20、26 |

| | |
|-----------------|--|
| 監査の要点 (着眼点) | 2. 財産管理事務は、法令等に準拠して適正に行われているか。 |
| 監査の方法 (監査手続) | (1) 資産管理関連規程の閲覧 (2) 固定資産台帳、物品台帳等の閲覧 (3) 利用状況等に関する質問書に対する回答書を査閲 (4) 関係資料を閲覧し、担当課に質問 (5) 現場視察 |
| 「結果」の記載 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 固定資産台帳が作成されておらず、減価償却明細表を台帳代わりに使用していた。同種の複数個ある備品について管理番号が付されていないため、現物の個別対応ができていないものがあった。減価償却明細表の各資産に管理番号を付して、現物の管理台帳としても使用することが望ましい。 ・ 運賃箱の中のつり銭準備金(××円)が簿外資産となっていた。 |
| 「意見」の記載 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 運賃箱のつり銭準備金(××円)は、運賃箱を廃棄するときにはしか実査を行わないが、1年に1回以上は行うべきである。 |
| 参照条文等 | - |

| | |
|-----------------|---|
| 監査の要点 (着眼点) | 3. 補助金(採算性はないが、公共の福祉の観点から実施されている事業等に対するもの)の給付は適切であるか。 |
| 監査の方法 (監査手続) | (1) 補助金の一覧を入手し、根拠法令を確認 (2) 補助金の支給額が法令に従っていることを確認 (3) 補助金が合理的なものであるかどうか検討 |
| 「結果」の記載 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象経費に該当しない 費(××円)に対し、補助金××円を支給している。過大支給した補助金を取り戻すとともに、審査をより厳正にし、再発防止に取り組まれない。 |
| 「意見」の記載 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者に対して無料乗車券を配布しており、その運賃相当額を一般会計が補助しているが、その対象者が増加しているにも関わらず、補助金は昔のまま××円で据え置かれている。コストは市が負担すべきもので、実際の利用者数を基に算定した金額を運賃収入として収受するべきである。 ・ 運賃無料化補助金(年間××円)については、対象年齢の引上げや、高齢者等の受益に応じた一部有料化の方法を検討していくべきである。 ・ 不採算路線補助対象路線として選定された路線に、補助金が交付されているが、路線の変更が長くされていない。社会情勢の変遷や乗客の利用実態に合わせ、対象路線の見直しを検討するべきである。 ・ 市の保有する土地を、バス駐車場用地として賃借しており、その賃借料の約半額が補助対象となっているが、その根拠としている地方公営企業 |

| | |
|-------|---|
| | <p>法第17条の3の「その他特別の理由」は災害に準ずるような特別な理由である。これにより補助する必要性は認めがたく、今後改善すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不採算路線補助対象路線として選定された路線に、補助金が交付されているが、補助金額の算定根拠の各路線の収支集計方法が、企業会計的観点からすると不適正である。適正な方法で再計算すると、現在の補助金交付額より赤字金額は少なく、その差額(××円)が当面の補助金削減目標となるべきである。 |
| 参照条文等 | <ul style="list-style-type: none"> ・公企法17の3 ・各自治体の補助金に関する条例 |

| | |
|-----------------|--|
| 監査の要点 (着眼点) | 4. 不採算路線の現状の把握と経営改善努力がなされているか。 |
| 監査の方法 (監査手続) | <ul style="list-style-type: none"> ・決算書及び統計資料に基づいて、市の「自動車運送事業会計」について他自治体及び民間企業との関連数値と比較・分析することにより、その運営内容を診断し、問題点の所在を概括的に検討 |
| 「結果」の記載 | <ul style="list-style-type: none"> ・長年にわたり、多額の赤字(過去5年間の累計で××円)を出している路線について、分析や改善策の検討が全くなされていない。利用状況と市民の必要度合等を考慮し、事業の継続性を含めた改善策について定期的に検討を加えるべきである。 |
| 「意見」の記載 | <ul style="list-style-type: none"> ・不採算路線の一部の地域では、料金格差を設けて値上げを検討すべきである。 ・バスとバスの乗継ぎをする場合、どちらも初乗り料金ではなく、乗継ぎ割引の導入を検討するべきである。 ・市内の主要な場所を均一料金で運行するバスの導入等、運行ルートと料金を多様化し、魅力ある商品を企画することを検討するべきである。 ・広告収入増加のための営業活動の強化を図るべきである。 |
| 参照条文等 | - |

公営競技事業

1. 意義

日本では、一般にギャンブルは刑法により禁止される一方、競馬、競輪、オートレース、競艇、宝くじ、サッカーくじといった公営ギャンブルは、刑法の賭博罪、富くじの罪の特例として法律で認められた行為となっている。

地方競馬、競輪、オートレース、競艇は、地方公共団体が施行者であり、公営競技の売上金の75%が的中者に払い戻され、残り25%が施行者の収入となる。これから各競技の振興団体へ売上金の一定割合が交付される。このような交付金の交付される団体には、各競技の振興団体へ売上金の一定割合が交付される団体には、競馬の地方競馬全国協会、競輪の日本自転車振興会、オートレースの日本小型自動車振興会、そして競艇の日本船舶振興会並びに公営競技競走会、競技会及び公営企業金融公庫への納付金の交付がある。

競馬は、競馬法が昭和23年に制定されている。地方自治体は、その行う競馬の収益をもって、畜産の振興、社会福祉の増進、医療の普及、教育文化の発展、スポーツの振興及び災害の復旧のための施策を行うに必要な経費の財源に充てるよう努めるとしている（監督官庁：農林水産省）。

競輪は、昭和23年に自転車競技法として制定されている。その趣旨は、収益をもって戦争によって疲弊した自転車産業の生産、輸出の振興を図り戦争で被害を被った都市の復興を始めとして、財政の厳しい地方自治体の収入増加を目的とするものであった（監督官庁：経済産業省）。

オートレースは、昭和25年に小型自動車競走法として制定されている。将来的な輸出産業として期待されていた小型自動車について、レース開催を通じてエンジン、車体の性能、品質の向上を図るとともに、地方自治体においてはその収益をもって道路修理や自動車工業の振興のために実施する意義があるとされた（監督官庁：経済産業省）。

競艇は、昭和26年にモーターボート競走法が制定交付された。その目的はモーターボート製造関係諸工業の振興、輸出振興と地方財政への寄与である（監督官庁：国土交通省）。

このように、公営競技は、一方で特定の産業育成や社会福祉活動、スポーツ振興を促進するための財源調達手段であり、また地方自治体は一般会計では足りない行政サービスの財源としている。

2. 監査の要点

公営競技事業は、特定産業の振興、社会福祉の増進、地域経済への貢献及び雇用等に寄与していることは十分に認められるが、景気の低迷、レジャーの多様化、公営競技の魅力の喪失等の要因により、公営と委託（宝くじ）を併せたギャンブル全体の市場規模はバブル崩壊後の最盛期である平成8年を頂点に縮小傾向にある。平成14年における市場規模はピーク時と比較して20%強の縮小となっている。このような厳しい状況の中、公営競技事業の効率的運営が求められている。

主な監査の要点としては、次のものが考えられる。

- (1) 公営競技事業の仕組みが法令等に準拠して適正に行われているか。
- (2) 契約の方法は、法令等に準拠して適正に行われているか。
- (3) 予算の執行は、所定の手続に従って行われているか。
- (4) 財務管理は、法令等に準拠して適正に行われているか。
- (5) 固定資産等の管理が適切に行われているか。
- (6) 事務、事業が経済性、効率性、有効性の観点から適切に執行されているか。

| | |
|-----------------|--|
| 監査の要点 (着眼点) | 1. 公営競技事業の仕組みが法令等に準拠して適正に行われているか。 |
| 監査の方法 (監査手続) | <ol style="list-style-type: none"> (1) 公営競技事業は、各種公営競技法に基づき、また特別会計設置条例を定めて実施されているかを確認する。 (2) 公営競技事業は、関連産業の振興、またスポーツの振興、社会福祉の増進その他公益の増進を目的とする事業の振興に寄与するとともに、地方財政の健全化が図られているかを確認する。 (3) 公営競技事業の収入の一部が、上記目的のために補助事業等を行う団体に対して法定の交付金等として適正に交付されているかを確認する。 (4) 公営競技事業のもう一つの目的である地方財政の健全化のための繰出金がなされているかを確認する。 (5) 的中者に対する払戻金は、法定払戻率に基づいて、適正に払戻しが行われているかを確認する。 (6) 公営企業金融公庫への納付金は、原則売上高の××%課されるが、収支が赤字の年度については、一度課された金額が次年度に還付金として戻されているかを確認する。 |
| 「結果」の記載 | <ul style="list-style-type: none"> ・ A 公営競技事業と B 公営競技事業を同一の公営競技事業という一つの特別会計において収支決算をしている。本来、異なる性格の事業であり、また、それぞれ根拠となる法律も違うため、県民に対する説明責任を明確にする観点から各々独立採算計算で集計し、明瞭に区分することが理にかなっていると考える。 ・ 公営競技の経営悪化が問題となっており、地方財政への貢献（繰出金）という公営競技の目的に反する事態となっており、業績不振の原因は、売上ダウンに応じたコスト削減ができていないからであり、施行者の経営努力が望まれる。 ・ 公営競技の収支が赤字の年度について、一度課された公営企業金融公庫への納付金は、次年度に還付金として適正に戻されており、特に指摘すべき事項はなかった。 |

| | |
|---------|---|
| 「意見」の記載 | <p>[公営競技の全般的問題点]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一部公営競技の業績不振は、地方財政への貢献という公営競技の目的に反しており、その存在意義を検討する時期にきている。経営の改善努力をするべきである。 ・場外投票券売場の設置は、毎年××億円の収入が見込まれるため（売上高の××%を環境整備協力費として受け取る。）大きな財源となる。しかし、他方で交通渋滞、犯罪、健全育成面で不安が残る。今後は、場外投票券売場以外の売上拡大策を検討する必要がある。 ・公営競技収益から特定団体へ配分された使途不明金の問題がある。米国のカジノ経営で必須の要件の一つである会計の透明性は、日本の公営競技にも望まれる。 |
| 参照条文等 | <ul style="list-style-type: none"> ・競馬法、自転車競技法、小型自動車競走法、モーターボート競走法（参考）・宝くじ（当選金付証票法） <ul style="list-style-type: none"> ・中央競馬 特殊法人日本中央競馬会（競馬法） ・サッカーくじ 独立行政法人日本スポーツ振興センター（スポーツ振興投票の実施に関する法律） |

| | |
|-------------|---|
| 監査の要点（着眼点） | 2. 契約の方法は、法令等に準拠して適正に行われているか。 |
| 監査の方法（監査手続） | (1) 契約の手続が法令、規則に則って実施されているか。 (2) 随意契約の割合、落札率の状況等の分析を行う。 (3) 随意契約又は指名業者の少ない入札について、随意契約の理由又は指名業者の選定が適切であるかを検討する。 |
| 「結果」の記載 | <ul style="list-style-type: none"> ・需用費等で随意契約とする理由の記載のないものがある。 ・現在の公営競技場使用料は、昭和××年の契約締結時の合意した金額であり、最大の項目は、施設建設資金の償還に係る元利金相当額であり、その金利は××%となっている。金利水準は、近時低下し、超低金利が継続していることから、金利水準に見合う賃借料の改善が望まれる。 ・公営競技場の工事の発注に関し、入札手続は規則に従い適正に行われていると認められるが、指名参加業者が固定する傾向にあるので、広く参加業者を募ることが必要である。 |
| 「意見」の記載 | <ul style="list-style-type: none"> ・金利水準は近時低下し超低金利が継続していることから、金利水準に見合う使用料の改善の余地がある。今後、当契約を更新する際は、「一定の事項が生じた場合は、現在の賃料を見直す」旨の条項を盛り込むべきである。 ・取扱業者が1社の場合や既存設備の改装、増築等の場合には随意契約 |

| | |
|-------|--|
| | によっているが、他場における情報・大手同業者の見積り等入手し契約金額の妥当性の判断資料とすることが望ましい。 |
| 参照条文等 | ・ 条例契約規則等 ・ 自治令第167の2 各号 |

| | |
|-----------------|---|
| 監査の要点 (着眼点) | 3. 予算の執行は、所定の手続に従って行われているか。 |
| 監査の方法 (監査手続) | <p>収入</p> <p>(1) 投票券発売収入及び入場料収入の収受が適切に行われているかを確認するため、本場公営競技及び他場公営競技について、質問及び関係資料を入手して根拠資料と突合する。</p> <p>(2) 売店が妥当な金額で貸し付けられているか、業者の選定が妥当であるかを確認するため、店舗の賃貸借契約書の有無、貸付料の妥当性の検討、貸付料の滞納状況の確認等監査上必要と認められた手続を実施する。</p> <p>(3) 都市公営競技組合が開催する 公営競技における事務協力費及び派遣職員給与費の収入が適切に計上されているかを確認するため、他の場外の事務協力費及び派遣職員給与費の収入について質問及び関係資料を入手して根拠資料と突合する。</p> <p>(4) 公営企業金融公庫の還付金の金額及び請求手続の妥当性について確認するため、公営企業金融公庫還付に関する申請書及び関係書類を検討する。</p> <p>支出</p> <p>(1) 基本給及び各種手当について規定及び各種届出と照合する。</p> <p>(2) 時間外勤務手当等の支給事務手続の条例等への準拠性を検証し、本庁及び公営競技事業の担当者から人件費に関する日々の業務フローについて説明を聴取する。また、必要に応じて関連法規との突合せを実施する。</p> <p>(3) 給与計算の妥当性を確かめるため、給与及び手当、賞与、退職手当についてサンプルを抽出する。</p> <p>(4) 支出取引に関して、担当者への質問、関連法令等及び書類の閲覧並びにサンプルを抽出し証憑突合等を実施する。</p> |
| 「結果」の記載 | ・ 公営競技が赤字の場合、市だけが赤字を計上し、組合が常に黒字であるというのは問題である。また、組合の受け入れる開催受託収益は、明確な金額である。しかし、これに対応する費用は開催受託業務費用として区分計上されているが、開催経費のうち共通経費を単純日数按分したものである。共通費目ごとに按分基準を設定し、より実態に合った費用を計上すべきである。 |

| | |
|---------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 業者への減額更新がなされているが、各店舗の貸付料が定めてある「貸付に関する規則」第××条の改訂がなされていない。また、かなりの期間貸付料の改定がなされていない。 ・ 売店貸付料の長期未回収残金があり、回収努力が求められる。 ・ 都市公営競技組合では、事務協力費のうち負担しているのは光熱水費のみで、その他の開催経費負担分について負担していない。したがって、諸収入として計上されるべき場外事務協力費としての収入はない。 ・ 「都市公営競技組合の 公営競技開催に伴う 市職員の派遣に関する契約書」第××条によれば自治法第252条の17に基づき派遣職員の給与については派遣を受けた側で負担することになっている。しかし、実際に負担しているのは超過勤務手当のみで 市職員へ直接支払われている。 ・ 公営競技場貸付料と事務協力費について計上科目が統一されていない経理処理があった。 ・ 平成××年度に計上されている××千円は、前前年度分の公営企業金融公庫の還付金であり、平成××年××月××日に還付されている。これは前年度に計上すべきものである。 ・ 公営事業所における市職員及び臨時従事員の退職手当が計上されていない。正確な事業損益を把握するために職員の退職給付債務の毎期の発生額を把握し、退職給付引当金としてその期の債務に計上するとともに費用に計上する。 ・ 平成××年××月の公営競技運営改善方策により、 の巡回開催の廃止に伴う撤退補償費等については、平成××年度から平成××年度にかけて行われる予定であるが、単年度ごとに支出処理が予定されており、撤退補償費を債務負担行為として認識されていない。 |
| 「意見」の記載 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務協力費の他の場外分は他場で負担しており、都市公営競技組合に請求しない根拠はない。現状に合わせた規則を設けるべきである。 ・ 派遣職員の超過勤務手当は 市の公営競技特別会計の諸収入としていったん計上し、人件費として支払うようにすべきである。 ・ 公営企業金融公庫還付金は、平成××年度に計上すべきものであり、計算請求も可能であるため、事務処理を迅速に行う必要がある。 ・ 特別会計において、支援金××億円が含まれている。このほか、一般会計の農政費で処理されている寮の建設費及び撤退費、撤退補償費などに係る支出がある。このように特別会計の収支だけでは、事業の全体像が十分に説明されていないので、アカウントビリティの充実を図るべきである。 ・ 公営競技場所有者等に対し、撤退補償費等支出することが、平成×× |

| | |
|-------|--|
| | <p>年××月に通知されていることからすると、平成××年度予算では、債務負担行為として取り扱うべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有料道路通行料支払金は、有料道路を利用して競艇場に来場したものに対して、午前中に通行領収書と引換に通行料引換券(××円)を発行し、午後に引換券と現金とを交換している。換金済みの券が保管されているものの中に金額欄が手書きで修正されているものが数件あった。理由のいかんを問わず金額の修正を行うべきでなく、必要ならば再発行すべきである。引換券の発券の正当性を証する資料といえる通行料領収書は一部しか保管されておらず、残りは処分されていた。全部保存すべきである。自家用車で来場したものは、競艇場の無料駐車場からの入出場は自由にできるため、入場して午前中に通行引換券をもらって競艇場から出場し、午後に再び来場して引換券と現金を交換することが可能であり、不正受領目的での来場の可能性がある。 |
| 参照条文等 | <ul style="list-style-type: none"> ・条例会計規則等 ・条例契約規則等 ・職員の給与に関する条例 ・公企令9、11 |

| | |
|-----------------|--|
| 監査の要点 (着眼点) | 4. 財務管理は、法令等に準拠して適正に行われているか。 |
| 監査の方法 (監査手続) | <ul style="list-style-type: none"> ・財務管理に関する事務処理につき、担当者への質問、関係証憑の査閲、関係諸法令への準拠性の検討 |
| 「結果」の記載 | <ul style="list-style-type: none"> ・公営競技開催日のつり銭等現金準備を銀行借入で行っているが、銀行との契約に基づくものではなく、責任の所在が不明確である。 ・投票券発売窓口及び払戻窓口で発生する現金過不足を、防止できる処理システムを検討すべきである。 ・公営競技開催日の窓口現金は、金庫に入れて保管しておくべきである。 ・平成××年度末における未払金××百万円のうち、××千円が補助簿残高と総勘定元帳残高に差額がある。これは前期以前の差額である。支払時に未払金から落とすべきところ二重に費用計上した等の原因が考えられるが、詳細な調査が必要である。 ・毎年度の事業損失を一般会計で補填することなく、一般会計からの借入金として会計処理を続けているため、平成××年××月××日現在では、累積損失に見合う一般会計からの借入金総額は××億円を超えている。 ・県又は市開催レースの的中車券は、場内の自動払戻機及び公営競技事務所の払戻窓口、市の窓口で払戻が可能となっている。レース開催ご |

| | |
|---------|---|
| | <p>とに事前に払戻用資金が県又は市より送金されている。このため、県公営競技事務所では、払戻資金の保管預金口座は、県の資金と市の資金とが明瞭に区分できない状態になっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会館の取得は、公有財産であるとの理由で、非課税処理されているが、公有財産が非課税であるという規定は見当たらず、建物の取得については課税仕入となる。 |
| 「意見」の記載 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 手書きの未払金管理簿を正式の帳簿とするとともに、記載方法や様式を改善し、帳簿記入を明瞭にすることが必要である。 ・ 経営改善努力にもかかわらず売上げの減少の歯止めがかからず、事業経営の実態から判断して、一般会計への借入金の償還は不可能であると考えられるので、一般会計の財源などで累積された借入金の解消を図るべきである。また、借入金利子を特別会計が負担する会計処理は事業が負担能力を喪失しているため、止めるべきである。 ・ 公営競技特別会計は、その収支構造からみて原則課税方式を選択した方が有利となる可能性がある。課税売上高が基準を下回ると予測されても、直ちに簡易課税方式を採用するのではなく、原則課税方式による試算を行い、有利となる方法の採用が望まれる。 ・ 消費税のような専門的知識の必要な作業は、人事異動のない専従者を確保し継続的に作業させることが必要である。予算又は人事制度の関係でそれが不可能ならば、外部の専門家に委託して作業させるなどの方策も考えるべきである。 ・ 特別会計である公営競技事業会計において、収入が支出を上回っているように見えるが、その内実は、A公営競技事業の赤字を、B公営事業の黒字で穴埋めしている状態である。これは、自治体の一般会計を経由しない実質的なA公営競技事業に対する繰出金(実質的な補助金)といえる。 ・ 県公営競技事務所と市が管理している預金口座残高の内訳について、県の資金と市の資金とを明確に区分するためには、主催者別に口座を設けて管理する方法が考えられる。もし、それができないのであれば、少なくとも主催者別にレースごとの残高が把握できるような帳簿を作成して日々の残高を確認できるようにすべきである。 |
| 参照条文等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例会計規則等 ・ 条例契約規則等 |

| | |
|----------------|------------------------------------|
| 監査の要点 (着眼点) | 5. 固定資産等の管理が適切に行われているか。 |
| 監査の方法 | (1) 関係者に質問するとともに固定資産台帳を閲覧し、実地調査が行わ |

| | |
|---------|--|
| (監査手続) | <p>れているか確かめる。</p> <p>(2) 登記簿謄本等との照合及び必要に応じて現地の視察及び実地調査を行う。</p> |
| 「結果」の記載 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 公有財産規則第××条によると公有財産副本は、各所轄課長が管理しなければならないとされている。しかし、当該副本の管理が平成××年××月末以降不十分であった。 ・ 公営競技場内で現物実査を行った結果、「備品明細一覧表」上に記載されているものについて、現物が確認できなかったり、使用見込みのないものがあった。 ・ 公有財産台帳について、新旧2種類の台帳が併用されていた。また、登記簿謄本の添付が行われていなかった。なお、公営競技事務所では、定期的な現況調査は行われていない。 ・ 固定資産台帳と総勘定元帳の差異があった。ある建物及び構築物が固定資産台帳に二重計上されたことが原因となっている。 ・ ファンサービス品(報償費)は、整然と保管されているが、在庫管理がなされていない。 ・ 公有財産のうち普通財産として登録されている公営競技場隣接地が不法占拠されている。 |
| 「意見」の記載 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 公有財産の実在性を確保するため、現物と台帳の照合作業を実施することが必要である。 ・ 固定資産台帳と総勘定元帳の差異は、固定資産台帳と総勘定元帳を適時に照合していれば誤謬は防げたはずである。 ・ ファンサービス品の金額的重要性にかんがみ、受払いの管理、在庫の棚卸をすべきである。 |
| 参照条文等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 条例会計規則等 ・ 条例契約規則等 |

| | |
|-----------------|--|
| 監査の要点 (着眼点) | 6. 事務、事業が経済性、効率性、有効性の観点から適切に執行されているか。 |
| 監査の方法 (監査手続) | <p>(1) 公営競技事業の現状を理解し、近年の傾向及び問題の所在を概括的に把握するために、以下の手続を実施する。</p> <p style="padding-left: 20px;">収支状況の経年比較</p> <p style="padding-left: 20px;">他公営競技場との比較分析</p> <p style="padding-left: 20px;">損益分岐点分析</p> <p style="padding-left: 20px;">企業会計方式による損益計算書</p> <p style="padding-left: 20px;">市場環境分析、顧客分析、集客状況分析、事業構造分析</p> <p>(2) 公営競技事業の大衆娯楽としての有効性について、他のレジャー及</p> |

| | |
|---------|--|
| | び各種統計資料に基づいて分析する。 |
| 「結果」の記載 | <p>[経済性、効率性]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公営競技場への入場料に関しては、昭和××年に50円に改定されて以来見直しが行われていない。地区の他公営競技場では100円のところが多く、公営競技場についても入場料の改定を検討する余地がある。 ・ 他自治体が開催する公営競技の場外投票券を受け付けることにより、投票券売上の一定割合を公営競技場貸付料として受け取ることができる。他開催場の場外投票券受付は、開催自治体との直接交渉で比較的容易に実現可能であり、資産の有効活用、さらに公営競技場貸付収入の増加につながるものであり、積極的な引受けが必要である。また、場外開催の場合にも、入場者数の増加を通じて貸付料収入の増加にもつながることが期待できるので、第1観覧席の有料開放を検討する余地がある。 ・ A公営競技事業は、ここ数年にわたり、単年度収支で赤字を計上しており、平成××年度末現在の損失金額は、約××億円となり赤字額は拡大している。A公営競技事業の入場者数及び売上額は、現状において、ピーク時の半分に満たなく、今後においても大幅な改善は見込めない状況にある。県としても、一般会計への繰入金期待できないばかりか、B公営競技事業からの流用金及び公営企業金融公庫からの交付金の還付による損失補填がなければ資金は不足し、事業存続ができないほど財政状態が悪化した事態をこれ以上見過すわけにはいかないものとする。市が進めているような再建策を作成したとしても、債務返済の先送りにすぎず、債務返済の猶予期間(最長××年)終了後は、更に厳しい状況になることが予想される。結論として、 県として単独での改善策を見出すには限界があるものと考えられる。 ・ 損益分岐点分析の結論として、現行の収入、支出のままでは、既に支出超過の状態であり、収入増が困難な現状では、支出の削減が不可避であり、管理可能固定費の××%程度の節減によって××億円程度の繰出金が可能である。 ・ 投票所(投票券発売窓口)及び払戻窓口において、1窓口当たりの取扱件数を適正取扱件数と比較すると、それぞれ××%及び××%取扱件数が少ない。これはその分窓口数が多いこと、そしてそれに係る従業員数が多いことを意味する。入場者予測、購入予測等に基づく適正数の人員配置が必要である。 ・ 1人当たり売上高を1人当たり平均給与で除した数、すなわち、平均 |

| | |
|----------------|---|
| | <p>給与の何倍の売上を計上しているかの比較において、公営競技場は、全国××公営競技場で××番目となっている。現状、収入増加策の即効性については疑問があり、人件費の削減が急務である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公営競技の開催が、各公営競技場を巡回して実施されることから、出走を開催公営競技場へ輸送することが必要であり、実施する公営競技輸送協議会に対し、事業経費及び事務費の全額に相当する補助金を毎年支出している。輸送における経費の当初見積額と実績の比較及び分析が行われていない。 ・公営競技収支の把握は、全体の収支のみの把握で、各公営競技場の収支が把握されていない。 ・ナイター公営競技導入により、当初見積りの事業収入を達成、前年同期対比で投票券発売収入は約××%増加した。 ・平成××年に約××億円（新賭式用投票機器使用料のリース契約）の補正予算を組み、平成××年××月から新賭式を導入する。これにより年間××億円の事業収入の増加が必要であり、今後の収支は予断を許さない。 |
| <p>「意見」の記載</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・グレードの高いレースを誘致できるよう経営の改善を行い、開催場の基準を満たすように努力するべきである。 ・臨時場外発売場を増設することにより、収益の改善を図る。 ・特別観覧席の差別化、多様化により、サービス内容の向上について再検討すべきである。 ・公営競技場使用料の増加に積極的に取り組む必要がある。 ・臨時従業員 1 人当たりの事業収入が低い、窓口数や配員の検討をすべきである。 ・利益の最大化を図ることが当面の課題であり、このためには競馬の魅力を高め、投票券収入の回復を図るなかで開催費用を効率化するためには、予算、実績管理が必要である。 ・本場別、場外売場別など、それぞれの収支状況を分析するとともに、予算編成、予算統制を行うことなどが必要であり、そのために収支管理を適切に行うことが重要である。 ・投票券発売額の増加については、専用公営競技場の開催日の増加、また、魅力設備等を充実、新たな在宅電話投票システムの積極的な導入の検討、公営競技ファンの利便性、客層の変化に対応した場外発売所の開設等の方策を前向きに検討するべきである。 ・公営競技場の賃借料は、投票券売上高の××%の支払となっている。この賃借料には、固定資産税相当額が含まれており、この負担が大きいものとなっている。仮にレースの土地建物について、公営競技を開 |

| | |
|-------|---|
| | <p>催する期間、行政財産の一部として固定資産税の免除が受けられるのであれば、賃借料の軽減が図られる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公営競技は、基本的に昼間開催であり、一般の会社員層には購入機会が少なく不便である。電話投票制度はあるものの、その普及率はまだ低い。そのため公営競技場でナイトレースを導入することは、集客効果がそれなりに見込めると考えられる。ただし、ナイト導入に当たっては、かなりの金額の新規設備投資や電気料金等のコスト負担が必要であるほか、周辺住民の理解を得ることも重要な課題である。 ・ 人員配置の継続的な削減努力を行うことはいうまでもないが、それに加えて、開催日当日のレース場での業務について、無駄の削減、入場者数の予測精度の向上、それに合わせた弾力的な人員配置（シフトの工夫）なども同時に取り組む必要がある。 ・ 現行の収入、支出のままでは、既に支出超過の状態であり、収入増が困難な状況では支出の削減が不可避であり、管理可能費の××%程度の削減によって××億円程度の繰出金が可能である。 ・ 広告費管理に当たっては特に費用効果分析が不可欠である。広告の効果とは、知名度、理解度、購入態度、購買行為、売上高、利益の向上である。 |
| 参照条文等 | - |

土地開発公社

1. 意義

(1) 設立目的

土地開発公社（以下「公社」という。）は、「公有地の拡大の推進に関する法律」（昭和47年法律第66号）に基づき、公共用地、公用地等の取得、管理、処分及び工業団地の造成を行うことにより、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与するものである。

主な事業は、地方公共団体に代わっての公有地の先行取得事業、先行取得事業に支障のない範囲で認められている自主事業としての土地造成事業である。

(2) 設立主体

公社の設立主体は、単独の地方公共団体又は複数の地方公共団体に限られている。設立者である地方公共団体は、公社の基本財産の2分の1以上を出資しなければならない。

(3) 事業のスキーム

地方公共団体が土地を取得する場合は、通常議会の承認が必要であるが、公社による場合には議会による承認が不要であることから、機動的な土地の取得が可能であり、行政需要に迅速に対応できるメリットがある。土地購入資金は主に銀行借入金が中心であり、地方公共団体が債務保証を行っている。

公社により先行取得された土地は、地方公共団体により買い取られることとなるが、その買取価格は公社の取得価格に、地方公共団体への譲渡時までの借入金利息及び管理費等を加算した価格となる。

(4) 問題点

前述のスキームにより、公社による先行取得から地方公共団体による買取りまでの期間が長期化するほど、地方公共団体の財政負担が重くなる。また、近年では地価が下落傾向にあることから、地方公共団体が公社から買い取った土地の簿価は、市中価格からますます乖離してしまい、地方公共団体の財政負担が更に重くなる悪循環に陥っている。

このような状況の中、地方公共団体単独では公社の健全化が困難であるケースも出てきたため、一定の要件を満たした場合に当該地方公共団体に支援措置を行うため、総務省（旧自治省）は、平成12年に土地開発公社経営健全化対策を公表している。

2. 監査の要点

公社の設立意義、事業スキーム等を踏まえて、包括外部監査を実施する際の監査の要点として、次の諸点を挙げることができる。

(1) 事業内容に関する監査の要点

事業運営は設立目的に沿って行われているか。

地方公共団体と公社の役割分担は明確か。

土地の取得について、適法かつ経済的・効率的に行われているか。
 土地の管理について、適法かつ経済的・効率的に行われているか。
 土地の貸付・使用許可について、適法かつ経済的・効率的に行われているか。
 土地の処分について、適法かつ経済的・効率的に行われているか。
 土地の造成について、適法かつ経済的・効率的に行われているか。
 公社の会計処理は適切に行われているか。また、決算書は実態を適切に表示しているか。

(2) 会計処理上の監査の要点

会計処理は「公有地の拡大の推進に関する法律」、「公有地の拡大の推進に関する法律施行規則」及び「土地開発公社経理基準要綱」(昭和54年12月19日 自治政第136号通知、平成17年1月21日一部改正 総行地第148号)の定めに基づいて行われているか。

なお、「土地開発公社経理基準要綱」は平成17年11月21日付けで一部改正が行われているが、直ちに実施に移すことが困難な場合は、当分の間、従来の方法によることも差し支えないものとされているので、留意されたい。

| | |
|-----------------|--|
| 監査の要点 (着眼点) | 1. 事業運営は設立目的に沿って行われているか。 |
| 監査の方法 (監査手続) | (1) 設立目的の把握のため、以下の手続を実施する。 ・定款の閲覧 ・公社の役員及び実務担当者からヒアリング ・自治体の公社担当者からヒアリング ・その他関係資料の閲覧 (2) 事業の運営状況把握のため、以下の手続を実施する。 ・役員会議事録、事業計画、事業報告書の閲覧 ・公社の役員及び実務担当者からヒアリング ・自治体の公社担当者からヒアリング ・決算書の分析 ・その他関係資料の閲覧 |
| 「結果」の記載 | ・先行取得した土地と事業計画の不整合を是正すべきである。 |
| 「意見」の記載 | ・先行取得した土地で事業計画外となり長期保有されているものについては、早期に処分すべきである。 |
| 参照条文等 | - |

| | |
|----------------|------------------------|
| 監査の要点 (着眼点) | 2. 地方公共団体と公社の役割分担は明確か。 |
|----------------|------------------------|

| | |
|-----------------|---|
| 監査の方法 (監査手続) | <p>役割分担の把握のため、以下の手続を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定款の閲覧 ・地方公共団体と公社の間で取り交わされている協定書、契約書等の閲覧 ・役員会議事録、事業計画、事業報告書の閲覧 ・公社の役員及び実務担当者からヒアリング ・自治体の公社担当者からヒアリング ・その他関係資料の閲覧 |
| 「結果」の記載 | <ul style="list-style-type: none"> ・自治体との協定は、県土地開発公社 規則の定める方法に従い書面で残すべきである。 |
| 「意見」の記載 | <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体と公社の役割分担を明確にし、事業重複を回避するべきである。 ・自治体と公社との間の契約書は作成されているが、事実の後付として作成されている面があり、是正するべきである。 ・自治体が公社から再取得すべき土地を、再取得しないまま併用開始している事態を早期に解消するべきである。 ・土地取得に関し、自治体と公社の責任分担を明確にするべきである。 ・先行取得した土地で事業計画外となり長期保有されているものについては、早期に処分するべきである。 |
| 参照条文等 | - |

| | |
|-----------------|--|
| 監査の要点 (着眼点) | 3 .土地の取得について、適法かつ経済的・効率的に行われているか。 |
| 監査の方法 (監査手続) | <ul style="list-style-type: none"> ・公有地の拡大の推進に関する法律、同法施行令、その他諸規則の閲覧 ・地方公共団体と公社の間で取り交わされている協定書、契約書等の閲覧 ・予定価格積算資料の閲覧 ・購入価格の算定資料の閲覧 ・土地の取得に係る起案書、売買契約書、覚書の閲覧 ・台帳の閲覧 ・土地登記簿の閲覧 ・公社の役員及び実務担当者からヒアリング ・地方公共団体の実務担当者からヒアリング ・その他関係資料の閲覧 |
| 「結果」の記載 | <ul style="list-style-type: none"> ・取得用地の原価算入の範囲が、県土地開発公社 経理基準要綱に反しており、是正するべきである。 ・買収予定地の情報収集を的確に行う必要がある。 |

| | |
|---------|--|
| 「意見」の記載 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 県の財政状態が厳しいことから、県が直接購入すべき土地についても公社が県に代わって購入・保有し続けており、実質的には県の起債が行われているのと同じ状況が生じている。早急な改善が望まれる。 ・ 土地の先行取得の過程を明確に文書で残すことが望まれる。 ・ 家賃減収補償の適用期間の運用について、拡大解釈を避けることが望まれる。 |
| 参照条文等 | - |

| | |
|-----------------|---|
| 監査の要点 (着眼点) | 4. 土地の管理について、適法かつ経済的・効率的に行われているか。 |
| 監査の方法 (監査手続) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 公有地の拡大の推進に関する法律、同法施行令、その他諸規則の閲覧 ・ 地方公共団体と公社の間で取り交わされている協定書、契約書等の閲覧 ・ 台帳の閲覧 ・ 土地登記簿の閲覧 ・ 土地の管理に係る起案書、売買契約書、覚書の閲覧 ・ 売却用土地等の実査 ・ 公社の役員及び実務担当者からヒアリング ・ その他関係資料の閲覧 |
| 「結果」の記載 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 県土地開発公社 規則の定めに従い、定期的に保有する土地の現況を調査すべきである。 ・ 台帳の記載内容が、 県土地開発公社 規則の定める方法に反しており、是正すべきである。 ・ 土地登記の一部に漏れがあったため是正すべきである。 |
| 「意見」の記載 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 保有する土地の含み損益の状況を把握しておくことが望まれる。 ・ 長期にわたり、 県は公社から土地を買い取らないまま使用し続けており、早急に買い取るべきである。 ・ 駅前に保有する土地の管理について、 県土地開発公社経理基準要綱第××条に基づき、 県の外郭団体と随意契約を締結しているが、随意契約とする積極的な理由を見出すことができず、競争入札を実施すべきである。 |
| 参照条文等 | - |

| | |
|----------------|--|
| 監査の要点 (着眼点) | 5. 土地の貸付・使用許可について、適法かつ経済的・効率的に行われているか。 |
| 監査の方法 | ・ 公有地の拡大の推進に関する法律、同法施行令、その他諸規則の閲覧 |

| | |
|---------|---|
| (監査手続) | <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体と公社の間で取り交わされている協定書、契約書等の閲覧 ・台帳の閲覧 ・土地の貸付・使用許可に係る起案書、売買契約書、覚書の閲覧 ・債権発生通知の閲覧 ・公社の役員及び実務担当者からヒアリング ・その他関係資料の閲覧 |
| 「結果」の記載 | <ul style="list-style-type: none"> ・土地の貸付料について会計処理の遅れがあり是正すべきである。 ・土地の貸付料の計算過程が、 県土地開発公社 規則の定める方法と異なっており是正すべきである。 ・時価の下落した土地について、 県土地開発公社経理基準第×条に従い、評価減を行う必要がある。 |
| 「意見」の記載 | <ul style="list-style-type: none"> ・貸付料未収金の管理台帳が作成されていないが、適切な債権管理を行うため作成するべきである。 ・貸付料未収金の管理台帳が手書きで相手先別に別冊で作成されているため、ある一定時点における未収金残高の合計額を容易に把握することができない。適切な債権管理を行うため、容易に未収金残高の集計を行うことができる体制を整備するべきである。 |
| 参照条文等 | - |

| | |
|-----------------|---|
| 監査の要点 (着眼点) | 6.土地の処分について、適法かつ経済的・効率的に行われているか。 |
| 監査の方法 (監査手続) | <ul style="list-style-type: none"> ・公有地の拡大の推進に関する法律、同法施行令、その他諸規則の閲覧 ・地方公共団体と公社の間で取り交わされている協定書、契約書等の閲覧 ・処分価格の算定資料の閲覧 ・土地の処分に係る起案書、売買契約書、覚書の閲覧 ・公社の役員及び実務担当者からヒアリング ・地方公共団体の実務担当者からヒアリング ・その他関係資料の閲覧 |
| 「結果」の記載 | <ul style="list-style-type: none"> ・処分価格の計算過程が、 県土地開発公社 規則の定める方法と異なっており是正すべきである。 |
| 「意見」の記載 | - |
| 参照条文等 | - |

| | |
|-----------------|---|
| 監査の要点 (着眼点) | 7.土地の造成について、適法かつ経済的・効率的に行われているか。 |
| 監査の方法 (監査手続) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 公有地の拡大の推進に関する法律、同法施行令、その他諸規則の閲覧 ・ 地方公共団体と公社の間で取り交わされている協定書、契約書等の閲覧 ・ 予定価格積算資料の閲覧 ・ 工事価格の算定資料の閲覧 ・ 土地の造成に係る起案書、売買契約書、覚書の閲覧 ・ 工事完了報告書、検査調書の閲覧 ・ 公社の役員及び実務担当者からヒアリング ・ その他関係資料の閲覧 |
| 「結果」の記載 | ・ 土地造成に係る工事価格の計算過程が、 県土地開発公社経理基準要綱に反しており、是正すべきである。 |
| 「意見」の記載 | - |
| 参照条文等 | - |

| | |
|-----------------|---|
| 監査の要点 (着眼点) | 8. 公社の会計処理は適切に行われているか。また、決算書は実態を適切に表示しているか。 |
| 監査の方法 (監査手続) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 役員会議事録、事業計画、事業報告書の閲覧 ・ 固定資産、売却用土地等の実査 ・ 公社の役員及び実務担当者からヒアリング ・ 決算書の分析 ・ その他関係資料の閲覧 |
| 「結果」の記載 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 利益留保性の引当金は、早急に取り崩す必要がある。 ・ 県土地開発公社経理基準第×条に基づき、年に1回は保有する土地の現況調査を行う必要がある。 ・ 時価の下落した土地について、 県土地開発公社経理基準第×条に従い、評価減を行う必要がある。 ・ 県土地開発公社経理基準どおり、原価台帳及び借入金台帳を備える必要がある。 ・ 消費税の計算上、仕入税額控除の計算が誤っており是正すべきである。 |
| 「意見」の記載 | <ul style="list-style-type: none"> ・ プロジェクトごとの損益管理を行うべきである。 ・ 共通経費の合理的な配賦基準を定めるべきである。 |
| 参照条文等 | - |

住宅事業・住宅供給公社

1. 意義

(住宅事業)

自治体の住宅施策には、公営住宅の整備、管理運営のほか、関連補助金事業や住宅地域の整備等がある。これらの事業は、一般的に予算に占める割合が高いことが多く、また、多数の住民の生活に影響を与えることから、住民の関心が高いと考えられる。

特に、公営住宅等は、その建設が昭和30年代から40年代に行われ、現在老朽化を迎えている場合も多い。財政難の自治体が多い中で、今後の建替えや修繕をどうするか、あるいは管理運営の効率化をどのように図るか等、課題も多い。包括外部監査では、住宅事業の合規性はもとより、管理運営の効率性や事業自体の有効性についても見ていく必要がある。

(住宅供給公社)

住宅供給公社は、地方住宅供給公社法（昭和40年6月10日法律第124号）に基づき、勤労者への良質かつ安価な住宅の供給を主目的に設立された、自治体が100%出資する団体である。住宅供給公社は自治体に代わり、効率的に上記目的を達成するために設立されたものであり、事業内容の公共性と事業遂行の効率性が強く求められる。これらを満たすことによって、住宅供給公社の存在意義があるものと考えられる。

住宅供給公社の主な事業は、分譲事業、賃貸事業、公営住宅管理事業、その他住宅に関する事業に分類される。このうち、分譲事業については、民間事業者が多数進出していることから、公社が事業を実施する意義は薄れつつある。また、公営住宅管理事業は、これまで自治体から公営住宅の管理を独占的に受託して行っていたものであるが、民間事業者の進出や指定管理者制度の導入を踏まえ、今後は公社が事業を実施する意義は薄れていくものと考えられる。このように、公社を取り巻く状況は厳しく、それだけに公社が設立目的に沿って効率的に事業を行っているかを確認する必要がある。

2. 監査の要点

監査の要点としては、次のようなものが考えられる。

(1) 住宅事業

契約事務は適法かつ効率的に実施されているか。

住宅管理は適法かつ効率的に行われているか。

入退去手続・家賃収納事務・家賃設定は適法かつ効率的に行われているか。

家賃の滞納管理・不納欠損処理は適切に実施されているか。

補助事業、融資事業は適法かつ効率的に実施されているか。

| | |
|-----------------|--|
| 監査の要点 (着眼点) | 1. 契約事務は適法かつ効率的に実施されているか。 |
| 監査の方法 (監査手続) | (1) 契約における各種分析を実施する(随意契約の割合、落札率の状況等)。 (2) 契約の手続が法令、規則に則って実施されているかをサンプルベースで関係書類との突合、質問等により確かめる。 (3) 随意契約について、随意契約理由が適切であるかを検討する(件数が多ければ、サンプルベースとする)。 (4) 落札率の高い入札について、指名業者の選定方法等が適切であるかを検討する。 (5) 施設管理について、指定管理者制度、PFI制度等を活用して効率的な内容となっているか、関係書類の閲覧、コスト削減効果の検討、質問等により検討する。 (6) 委託業務について、委託内容や委託先に合理性があるか、仕様書等の関係書類の閲覧、現場視察、質問等により検討する。 |
| 「結果」の記載 | ・ 某工事(請負金額××万円)について、決裁書では指名競争入札としておきながら、入札当日は見積書を徴収して翌日随意契約を結んでおり、適正な契約手続とは認められない。 ・ 契約時期、施工内容が同様であるのに結果的に分割発注となっている工事があったため、従前の慣行を改めるべきである。 |
| 「意見」の記載 | ・ 出資団体への委託がすべて随意契約となっているが、他に適切な実施者がいないと判断できる具体的な理由が必要(結果とすることも考えられる。)である。 ・ 委託業務のうち随意契約の割合が××%と高い。誰が見ても納得できる理由が必要である。 |
| 参照条文等 | ・ 自治法234、234の2 ・ 自治令167～167の16 ・ 関連条例(財務関係) |

| | |
|-----------------|--|
| 監査の要点 (着眼点) | 2. 住宅管理は適法かつ効率的に行われているか。 |
| 監査の方法 (監査手続) | (1) 台帳等による財産管理や登記等が規則等に則って実施されているか、現場視察、関係書類との突合、質問等により確かめる。 (2) 台帳内容と現物との照合が、規則等に則って定期的に行われているか、関係書類との突合、質問等により確かめる。 (3) 住宅について、大規模修繕計画の策定、実行、見直しが適切になさ |

| | |
|---------|---|
| | <p>れているか、関係資料の閲覧、質問等により確かめる。</p> <p>(4) 遊休資産の有無及び今後の利用可能性や処分計画について、関係書類の閲覧、現場視察、質問等により妥当性を検討する。</p> <p>(5) 入居者管理が個人別に、かつ効率的に行われているか、また、個人情報保護法等に反していないか、システムの検証、関係書類の閲覧、内部統制状況の検証等により確かめる。</p> |
| 「結果」の記載 | <ul style="list-style-type: none"> ・火災による住宅焼失について、年間××件前後あるにもかかわらず、ほとんど請求していない。小損害については入居者に原状回復を負担させていることから不公平であり、本人の過失度合いや共済による回収状況を踏まえて損害金を求償すべきである。 ・住宅とは独立した店舗が市営住宅として建設、管理されており、根拠が不明である。しかも、家賃は平成××年以来見直しがなく格安となっていることから特定住民への利益供与となり問題である。 |
| 「意見」の記載 | <ul style="list-style-type: none"> ・古い住宅ほど空家の割合が多くなっているため、改善努力が必要である。 ・市営住宅の駐車場について、個人貸しと面貸し（対自治会）があり、住民負担が公平になっていないため、改善すべきである。 ・廃止された住宅用地を借り続けている借地があるが、必要性がないため早急に返地すべきである。 ・市は集会所の利用実態を把握していないため、把握して効果的な利用促進に努めるべきである。 |
| 参照条文等 | <ul style="list-style-type: none"> ・関連条例（住宅、財産管理関係） |

| | |
|-----------------|--|
| 監査の要点 （着眼点） | <p>3. 入退去手続・家賃収納事務・家賃設定は適法かつ効率的に行われているか。</p> |
| 監査の方法 （監査手続） | <p>(1) 各手続が法令、規則に則って実施されているかについて、サンプルベースで関係書類と突合、質問等により確かめる。</p> <p>(2) 預り敷金の管理や返還が適切に行われているか、台帳等の関係書類との突合や質問等により確かめる。</p> <p>(3) 家賃や敷金等の設定が、社会的要請、住宅の入居率や応募状況から見て、妥当な水準となっているか、あるいは社会的弱者に対するニーズを満たしているか等を、質問等により検討する。</p> |
| 「結果」の記載 | <ul style="list-style-type: none"> ・家賃減免申請者のうち、所得証明書、給与証明書の添付のないものがあつたため指導が必要である。 ・家賃算定において、立地条件利便性係数を過小に評価したために、本来より約××万円過小家賃となった地区があつた。 ・高額所得者の明渡しについて、子供の大学進学を理由に長期間延長し |

| | |
|---------|---|
| | <p>ているのは不適切である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預り敷金について、個人別の一覧表がなく、さらに個人別管理台帳の残高と帳簿残高の検証が行われていない。 |
| 「意見」の記載 | <ul style="list-style-type: none"> ・社会的弱者に対する住宅枠が少ないため、入居しやすくすべきである。 |
| 参照条文等 | <ul style="list-style-type: none"> ・自治法225 ・関連条例（家賃関係） |

| | |
|-----------------|--|
| 監査の要点 （着眼点） | 4．家賃の滞納管理・不納欠損処理は適切に実施されているか。 |
| 監査の方法 （監査手続） | <p>(1) 家賃の滞納及び回収状況について、台帳等の関係書類との突合する。また、経年比較、入居者別比較、他都市比較等により分析する。</p> <p>(2) 滞納家賃の督促手続について、法令、規則等に則って実施されているかについて、サンプルベースで関係書類との突合や質問等により確かめる。また、督促の効果について、関係書類との突合や他都市比較等により検討する。</p> <p>(3) 滞納家賃について家賃管理システムの整備、運用が適切か検討する。</p> <p>(4) 不納欠損処理について、規則等に則って実施されているか、関係書類との突合や質問等により確かめる。</p> |
| 「結果」の記載 | <ul style="list-style-type: none"> ・家賃の滞納金（自治法及び条例で設定）を実際には徴収していないため、不公平である。 ・長期、高額滞納者について、計画的な徴収努力が行われているとはいえない。 ・分納誓約された家賃について、約束どおり履行されているかがシステム上で把握できていない。 |
| 「意見」の記載 | <ul style="list-style-type: none"> ・1年以上滞納している家賃未納額が××億円以上あるため、滞納額の縮小に向けて数値目標を設定すべきである。 |
| 参照条文等 | <ul style="list-style-type: none"> ・自治法231、236、240 ・自治令154、171～171の7 |

| | |
|-----------------|--|
| 監査の要点 （着眼点） | 5．補助事業、融資事業は適法かつ効率的に実施されているか。 |
| 監査の方法 （監査手続） | <p>(1) 必要性の薄れている補助、融資事業がないか、事業要綱等の関係書類の閲覧、事業実績の分析等により検討する。</p> <p>(2) 補助、融資手続が法令、規則に則って実施されているかについて、サンプルベースで関係書類との突合や質問等により確かめる（特に、事業選定が適切か、実績の確認は適切か、金額の算定方法や交付時期は適切かについて）。</p> |

| | |
|---------|--|
| | <p>(3) 貸付金について、管理が適切になされているか、関係書類との突合や質問等により確かめる。また、回収状況や滞納貸付金への督促状況を関係書類との突合や質問等により確かめる。</p> <p>(4) 補助、融資の効果を測定する等、事業の評価が定期的に適切に実施されているか関係書類との突合や質問等により確かめる。</p> |
| 「結果」の記載 | <ul style="list-style-type: none"> ・要綱等に定める要件を超える額を補助金として支出していたため、要綱に反している。 |
| 「意見」の記載 | <ul style="list-style-type: none"> ・家賃補助について、入居者の所得が鈍化している現状では、傾斜型よりもフラット型の方が合理的である。 ・市で実施する総合住宅融資制度について、官から民への流れや制度利用者の減少を踏まえて、廃止を検討すべきである。 ・新婚補助制度について、効果測定のために事前の目標設定を行うべきである。 |
| 参照条文等 | <ul style="list-style-type: none"> ・自治法232の2 ・自治令162、163 ・関連条例（補助金、貸付金関係） |

(2) 住宅供給公社

住宅供給公社について、不適切な会計処理が行われていないか。

住宅供給公社と自治体との取引は適切に行われているか。

住宅供給公社の事業運営は効率的に行われているか。

| | |
|-----------------|--|
| 監査の要点 (着眼点) | 1. 住宅供給公社について、不適切な会計処理が行われていないか。 |
| 監査の方法 (監査手続) | <p>(1) 公社の重要な会計処理や決算書の表示について、「地方住宅供給公社会計基準」等の基準に則っているかを確かめる。</p> <p>(2) 分譲資産等について、時価が著しく下落している場合、強制評価減が適切に行われているか、時価算定資料等の関係書類との突合、計算調べ、質問等により確かめる。</p> <p>(3) 固定資産、賃貸資産等に関して、減損の兆候が認められるものについては、減損会計を適用して適切な評価を行っているか、時価算定資料等の関係書類との突合、計算調べ、質問等により確かめる。</p> <p>(4) 上記のほか、不適切な会計処理により、財政状態や経営成績が実態と異なっていないか、関係書類の閲覧や計算調べ、質問等により確かめる。</p> |
| 「結果」の記載 | <ul style="list-style-type: none"> ・賃貸資産の土地が××年度決算書と異なっているが、附属明細書の備考に記載すべきである。 |

| | |
|---------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ × × 年度の売却土地の一部が資産明細に反映されていない。 ・ 時価が著しく下落している分譲資産について、回復の見込みが明らかでないにもかかわらず強制評価減が行われておらず、その結果、資産及び利益が過大に計上されていた。 |
| 「意見」の記載 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 減損会計の適用を検討し、より正確な時価に即した実態を開示すべきである。 ・ 自治体からの受託事業の原価について、共通経費の配賦が実態と異なると考えられる。その結果、自治体からの受託料が過大になっている可能性がある。 |
| 参照条文等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方住宅供給公社会計基準 ・ 公社の会計規程 |

| | |
|-----------------|---|
| 監査の要点 (着眼点) | 2. 住宅供給公社と自治体との取引は適切に行われているか。 |
| 監査の方法 (監査手続) | <ul style="list-style-type: none"> (1) 自治体からの受託料及び補助金について、算定根拠が適切か、積算資料等の関係書類との突合、計算調べ、質問等により確かめる。 (2) 自治体からの受託料及び補助金について、受託及び受給根拠が適切か、要綱や契約書等の関係書類の閲覧、質問等により確かめる。 (3) 自治体からの借入金について、契約期間は具体的かつ合理的となっているか、利率は不当に低くなっていないか、契約書や要綱等の関係書類との突合、質問等により検討する。 (4) 自治体から土地等を買受けている場合、あるいは自治体に譲渡している場合、買受(譲渡)価格は市場価格等と比べて合理的な水準か、買受(譲渡)根拠は公社の事業目的や経営状態から見て合理的といえるか、価格算定資料等の関係書類の閲覧、質問等により検討する。 |
| 「結果」の記載 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 公社は、市から土地を借りて住宅展示場の開設や管理運営を別会社(市の外郭団体)に委託しているが、委託料の算定は「出展収入 - 市への借地料」で算定している。実際の業務内容に見合った算定方式に切り替えるべきである。 |
| 「意見」の記載 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規の分譲及び賃貸住宅の建設が予定されていない現状において、公社の職員数(××人)は多過ぎるため、市派遣職員の要請を控えるべきである。 |
| 参照条文等 | - |

| | |
|----------------|-----------------------------|
| 監査の要点 (着眼点) | 3. 住宅供給公社の事業運営は効率的に行われているか。 |
|----------------|-----------------------------|

| | |
|-----------------|--|
| 監査の方法 (監査手続) | 「(1) 住宅事業」の1～5の監査手続を参照 |
| 「結果」の記載 | <ul style="list-style-type: none"> ・住宅修繕について、対症療法的に行われており長期的な修繕計画が策定されていないため、策定が必要である。 ・耐震診断の結果、早急な耐震対応が必要だが、具体的な対応策が作られていない(補助者に技術士と建築士を起用したケース)。早急に対応策を決定すべきである。 ・リース契約(4～5年、総額××百万円)について、随意契約としているが、2社以上から見積りを取っていない。見積りの徴収を行い、コスト管理を徹底すべきである。 ・公社は、市から土地を借りて住宅展示場の開設や管理運営を別会社(市の外郭団体)に委託しているが、委託料の算定は「出展収入-市への借地料」で算定している。実際の業務内容に見合った算定方式に切り替えるべきである。 |
| 「意見」の記載 | <ul style="list-style-type: none"> ・住宅管理の委託業者の選定方法について、公正性、公開性の確保が必要である。 ・特定準備金取崩し前の当期利益は××億円の赤字であり、財務状況が悪化している。民営化も含めた公社の役割やあり方を検討すべきである。 ・特優賃、高優賃住宅について、土地所有者からの借上げ住宅の空家損失が年間××億円生じているため、団地管理のみ受託する方式への切替を進めるべきである。 ・住宅事業用地が遊休化しているが、今後、住宅分譲事業は困難と思われるので適切な処置が必要である。 ・新規の分譲及び賃貸住宅の建設が予定されていない現状において、公社の職員数(××人)は多過ぎるため、市派遣職員の要請を控えるべきである。 |
| 参照条文等 | - |

以 上